

DISCLOSURE

REPORT 2025

JA 北びわこディスクロージャー誌



J A 綱 領

— わたしたちJAのめざすもの —

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

< 目次 >

ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	4
4. JA北びわこの概要	4
5. 事業の概況（令和6年度）	7
6. 農業振興活動	12
7. 暮らしの活動情報	13
8. リスク管理の状況	16
9. 自己資本の状況	19
10. 主な事業の内容	20

経営資料

I 決算の状況

1. 貸借対照表	29
2. 損益計算書	31
3. 注記表等	33
4. 剰余金処分計算書	43
5. 部門別損益計算書	44
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	46
7. 会計監査人の監査	46

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標	47
2. 利益総括表	48
3. 資金運用収支の内訳	48
4. 受取・支払利息の増減額	49

III 事業の概況

1. 信用事業実績	50
2. 共済事業実績	58
3. 農業・生活その他事業取扱実績	60

IV 経営諸指標

1. 利益率	63
2. 貯貸率・貯証率	63

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	64
2. 自己資本の充実度に関する事項	66
3. 信用リスクに関する事項	72
4. 信用リスク削減方法に関する事項	80
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引 の取引相手のリスクに関する事項	83
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	83
7. CVA リスクに関する事項	84
8. マーケット・リスクに関する事項	84
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	84
10. 出資等または株式等 エクスポージャーに関する事項	87
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	88
12. 金利リスクに関する事項	89

VI 役員等の報酬体系

1. 役員	92
2. 職員等	93
3. その他	93

■ 店舗等のご案内

94

ごあいさつ

平素はJA北びわこに対しまして格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

ディスクロージャー誌「REPORT 2025」は、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて分かりやすくまとめさせていただいたものです。情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、今後とも利用者の皆さまに末永く安心してご利用いただくための一助となりますよう、何卒ご高覧いただき、JA北びわこへのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、JA北びわこでは令和7年度を初年度とする「第9次中期経営計画」を策定いたしました。「地域農業の継承と農家組合員の所得増大」「JAの仲間づくりとJA活動・事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現」「JAの使命を果たすための経営基盤の確立」「内部統制確立に向けた危機意識の醸成」の4つの基本方針による事業展開を行い、組合員・利用者の皆様のご要望に応えられるよう役職員一丸となって事業に取り組み、地域の皆さまに親しまれ信頼されるJAになるよう努めてまいります。

今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和7年7月
北びわこ農業協同組合



経営管理委員会 会長
福島 孝夫



代表理事理事長
前川 健悟

(注)本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

1. 経営理念

<基本理念>

わたしたちは、未来に大切な「人・自然・地域・組織」を創造します。

— 人 —

わたしたちは、ふれあい豊かな地域社会の一員として、輪を大切にできる「人」を創造します。

— 自然 —

わたしたちは、「びわこ」を守る一員として、環境と人にやさしい農業に取り組みます。

— 地域 —

わたしたちは、地域・人とふれあい、明るい「地域社会」づくりに貢献します。

— 組織 —

わたしたちは、協同の成果を実現するために、「JA活動」へ参加します。

2. 経営方針

<令和7年度 事業計画における基本方針>

■ 地域農業の継承と農家組合員の所得増大

持続可能な地域農業の実現に向け、農業生産を担う大規模な担い手農家と農村を維持する多様な担い手農家が共に活躍できるよう、JAの総合事業を通して営農活動を支援し、農家組合員の所得増大と地域農業の継承に向けて取り組みます。

■ JAの仲間づくりとJA活動・事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現

日常的な接点（つながり）活動を通じて、地域住民・利用者ごとのニーズを把握し、くらし（ライフステージ）に最適なサービスを提供します。さらにJAの魅力を発信し、JA活動への参加を通じた『JAのファンづくり・仲間づくり』に取り組みます。

■ JAの使命を果たすための経営基盤の確立

組織と地域農業を支える人材を確保・育成し、JAの使命を果たしていくため、経営基盤の強化と事業の効率化に取り組みます。

■ 内部統制確立に向けた危機意識の醸成

内部統制システム基本方針に基づく堅確な事務管理体制を構築し、適切なリスク管理と職員の法令遵守意識の醸成に努め、信頼される組織・事業運営に取り組みます。

JA北びわこ 自己改革工程表

当JAは、平成28年より、組合員との徹底した対話に基づいて、「農家組合員の所得増大と農業生産の拡大」「総合事業による地域の活性化とくらしの支援」「自己改革を支える JA 経営基盤の確立」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成29年度～平成30年度に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から、一定の評価と自己改革への一層の期待、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

また、これらのご意見・課題等をふまえて、第8次中期経営計画(令和4年度～令和6年度)と合わせて、自己改革工程表を総代会で決定することで着実に取り組んできました。

第9次中期経営計画(令和7年度～令和9年度)においても、農業者の所得増大に向けて取り組みます。また、組合員の皆様との対話を通じて、課題解決の方向性を共有し自己改革のさらなる深化を進めます。

今後とも、地域になくてはならないJAであり続けるため、組合員との徹底した対話を通じて改革の取り組みの評価を把握し、次の改革につなげることで PDCA サイクルを回し、総合事業を基本とした「不断の自己改革」を着実に実践します。

農家組合員の所得増大・農業生産の拡大の取り組みについて

農家組合員の所得増大(農家組合員の売上増加・コスト低減)・農業生産の拡大につながる次の取り組みについて、実行計画に基づき取り組みます。

・ 担い手農家や多様な担い手農家などを対象とした取り組み

【生産に係るトータルコストの低減】

- ①スマート農業の現場実装、②担い手農家への作業支援、③担い手農家の労働力確保、④肥料、農薬等の低価格資材の供給、⑤環境変化に対応した新品種の導入

【需要に基づく生産と契約に基づく販売】

- ①水田を活用した農産物の生産振興、②播種前契約に基づく農産物販売の実践

【農業経営コンサルティングの実践】

- ①農業経営の見える化の推進、②金融仲介機能の発揮、③農業リスク診断に基づく安心・安全の提案活動強化

地域の活性化の取り組みについて

「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組めます。

【JA ファンづくりとメンバーシップ強化】

- ①女性部活動の活性化と充実、②食農教育の実践、③ゆめちゃん広場の活動の展開と充実、④支店協同活動の活性化

【高齢者が心身ともに豊かで生きがいをもって暮らせる地域づくり】

- ①健康寿命100歳プロジェクトの実践

【ライフイベントに合わせた金融商品・サービスの提案】

- ①相続相談の充実や次世代対策強化、②年金受取サービスの提供、③資産形成の相談機能と提案力強化、④純新規利用者の獲得

【デジタル技術を活用したリアルタイムサービスの普及】

- ①デジタル接点の利用拡大、②JA共済アプリの利用拡大

JA 経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の人口動向は減少傾向にあり、少子高齢化が進展しております。また、肥料原料の輸入価格はピークを越えましたが、肥料・農薬価格は高止まり傾向にあります。このような状況に加え、市場金利の動向や共済保有高の減少等によりJAの経営をめぐる情勢は厳しさを増しています。また、デジタル社会への移行に備え、システム開発に係る新たな費用負担や少子化に伴う生産人口の減少により、新卒採用者の確保が困難な状況が生まれています。さらには物価高騰に伴う国内企業の賃上げなど、JA を取り巻く環境変化への対応が急務となっています。

こうした情勢のなか、JAとして5年後の収支シミュレーションを行ったところ、5年後には現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。これまで行ってきた自己改革および経営基盤強化を通じた事業改革の成果が着実に表れている一方で、事業総利益の減少を事業管理費の削減で補っている収支構造自体に変わりはなく、5年後のその先を見通して先手先手の事業改革に取り組んでいく必要があります。

自己改革を支えるJA経営基盤を確保するために、販売力の強化を通じた事業伸長や効率的な施設運営を通じた費用削減、経済事業の収支改善施策等の組織再編整備により、健全で持続性のある経営を確立に取り組めます。

組合員との対話・意思反映について

地域に必要とされるJAを目指す自己改革の実践にあたっては、正・准組合員からの取り組みの評価を把握するために対話を進めています。担い手農家組合員への訪問や農談会、各地域の正組合員組織を通じた正組合員との対話ほか、准組合員総代研修会やふれあい活性化委員会を通じた准組合員との対話、女性総代交流会を通じた女性総代との対話を実践します。そして、皆様からいただいた声を事業反映しながら、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農家組合員の所得増大」「地域の農業生産の拡大」につながるよう取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. JA北びわこの概要

(1) JA北びわこのプロフィール

(令和7年3月31日現在)

◇ 名 称	北びわこ農業協同組合（JA北びわこ）
◇ 設 立	平成9年4月
◇ 本 店 所 在 地	滋賀県長浜市湖北町速水 2721 番地
◇ 組 合 員 数	12,600 人
◇ 出 資 金	18 億 95 百万円
◇ 総 資 産	1,394 億 39 百万円
◇ 単 体 自 己 資 本 比 率	20.43%
◇ 役 員 数	27 人
◇ 職 員 数	154 人

(2) 子会社の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金	当JAの議決権比率	当JA及び他の子会社等の議決権比率
有限会社 アグリサポート北びわこ	滋賀県長浜市 小谷丁野町 1290-1	農業経営 農産物販売 農作業受託	平成17年10月14日	10,000 千円	98%	98%

(4) 役員一覧

(令和7年6月21日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
経営管理委員会会長	福島 孝夫	経営管理委員	杉中 美智男	経営管理委員	立見 茂
経営管理委員会副会長	横関 康正	経営管理委員	池田 美由紀	代表監事	栢割 敏夫
経営管理委員	片山 源之	経営管理委員	小野 文隆	常勤監事	野阪 定幸
経営管理委員	林 茂樹	経営管理委員	中川 恵美子	員外監事	尚永 圭司
経営管理委員	饗場 満	経営管理委員	平塚 久子	監事	高橋 克明
経営管理委員	船野 清晃	経営管理委員	多賀 正和	代表理事理事長	前川 健悟
経営管理委員	石原 竜彦	経営管理委員	清水 孝浩	常務理事	酒井 博史
経営管理委員	横田 秀和	経営管理委員	間所 秀夫	常務理事	梅本 弥宏
経営管理委員	多賀 君子	経営管理委員	三上 保彦	職員兼務理事	南部 智士

(5) 会計監査法人の名称

みのり監査法人(令和7年6月現在) / <所在地> 東京都港区芝5丁目29番11号

(6) 組合員数

(単位:人、団体)

区分	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員	4,926	4,865	△61
個人	4,871	4,807	△64
法人	55	58	3
准組合員	7,754	7,735	19
個人	7,611	7,592	19
法人	143	143	-
合計	12,680	12,600	△80

(7) 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
J A北びわこ青壮年部	24	農政協議会びわ支部	32
J A北びわこ女性部	150	自立農家の集い	19
J A北びわこ助け合い組織ゆめまるくらぶ	6	湖北契約タマネギ生産部会	7
北びわこ湛直機械利用組合	24	高月野菜生産部会	6
J A北びわこ花卉部会	31	高月施設園芸部会	2
浅井営農組合	10	高月町有機栽培グループ	5
長浜市浅井水田農業研究会	21	高月町農業農政研究会	20
農政推進協議会浅井支部	35	伊香農政協議会	51
びわ地域農業経営者会	22	(注) 当 J A の組合員組織を記載しています。	

(8) 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

5. 事業の概況(令和6年度)

1. 【営農・生活指導事業】

① 営農指導事業

第8次中期経営計画(令和4年度～令和6年度)の最終年にあたり、地域農業振興計画に掲げる4つの重点実践事項に取り組みました。

1. 『多様な農業者による地域農業の振興』

集落からのご依頼を受け営農指導員が主体となって各地域において現地指導会を12回、農談会を28回と地域農談会を開催し、延べ478名の生産者に参加いただきました。担い手農家に対しては、TAC職員5名で訪問活動を実施し、年間延べ6,364回の訪問を通じて情報提供や各担い手農家に対応した提案活動に取り組みました。また、LINE公式アカウント「JA北びわこ営農情報」を活用して栽培情報等を発信しました。さらに、長浜市と連携し「地域計画」の策定に係る協議の場に参加し、2年間で管内196集落のうち、184集落160計画が策定されました。残りの集落についても、引き続き計画策定に向けて協議を続けます。その他には、次世代の担い手確保として法人化相談会の開催、事業承継に向けた研修会に参加いただきました。

2. 『担い手農家の所得増大と農業生産の拡大』

担い手農家への作業支援として乾燥籾による施設出荷として87トン、米の庭先集荷として99,852袋の出荷作業を支援しました。また、本年度も米と大豆のフレコン出荷を引き続き実施しました。その他には、土づくりの取り組みを支援する「土力UPチャレンジ」を生産基準米で取り組み、936haの水田で土づくりを実践し「生産に係るトータルコストの低減」に取り組みました。

令和6年産の大麦では、3,260トンを施設で荷受し、製品重量は3,028トンとなりました。大豆では、「里のほほえみ」と「ことゆたかA1号」を中心に作付けいただきましたが、夏季の干ばつ害やカメムシ類、ハスモンヨトウの発生により、平年を大きく下回る収量となりました。栽培展示圃の設置では、プラスチック被膜を使用しない緩効性肥料の効果測定試験や多収性大豆「そらみずき」の現地実証栽培に取り組みました。

高収益作物の生産振興では、キャベツ505トン、タマネギ149トン、花き308千本を集荷し販売しました。また、水田を活用した新たな高収益作物として、さつまいもの実証栽培を行いました。施設園芸では、養液栽培システム「ういずOne」や少量土壌培地耕によるミニトマト、キュウリ、パプリカの栽培を推進し、「需要に基づく生産と契約に基づく販売の実践」に取り組みました。

「農業経営コンサルティングの実践」では、JA担い手サポートセンターと連携し13経営体で会計の記帳代行を通して農業経営の見える化に取り組み、さらに3年以上記帳代行を実践する生産者12経営体を対象に経営診断報告書を作成し、これを活用した経営分析に取り組みました。また、信用共済部門と連携し農業融資や、農業経営に潜むリスク診断とリスクへの備えを提案しました。

3. 『持続的で生産性の高い農業の実践』

北びわこ生産基準米では、ネオニコチノイド系農薬を使用しないことで、より環境に配慮した生産基準による栽培を引き続き推進しました。また、農産物の生産現場での「温室効果ガス削減への貢献」や「生物多様性の保全」の取り組みを分かりやすく等級ラベルで伝える「みえるらべる」の表示を、令和6年産プレミアム米コシヒカリ、みずかがみで取り組みました。滋賀県環境こだわり農産物認証は、1,240ha（うち水稲 1,194ha）取得いただきました。また、水稲栽培においてプラスチック被膜を使用しない緩効性肥料を令和7年産より供給いたします。

4. 『営農指導員等の育成と能力強化』

「PDCA に基づく実践活動」において、検証と情報の共有を目的に、半期ごとに計画検証会議、月次で営農担当者会を開催し、基本方針の実現に向けて担当者間の情報共有を図りました。また、営農指導員、土壌医検定、JAの総合力を発揮したJA農業経営コンサルティング研修など、将来の営農指導事業を支える人材の育成に取り組みました。

② 生活指導事業

生活指導事業では、組合員や地域住民の方々が健康で安心して暮らせる地域社会を目指して、「くらしの活動」を展開しました。

女性部活動では、管内の女性230名が参加した「第7回女性フェスタ・家の光大会」を開催しました。その特別講演には「山田邦子氏」をお迎えして楽しいひとときを過ごしました。また、支部間の交流を深める活動として開催した女性部合同研修旅行では、39名の部員の参加がありました。

各支部の活動では、野菜づくり講習、寄せ植え教室、酢の料理教室、みそ作り教室など多様な教室を開催して親睦を深めました。

地域貢献活動では、琵琶湖を守る取り組みであるマザーレイクゴールズ(MLGs)に参加して清掃活動に取り組みました。

また、管内の小学校（19校）の新入生へ学用品377セット（自由帳・えんぴつ・消しゴム）を贈呈して次世代の応援活動を行いました。

地球温暖化等環境問題への取り組み活動ではペットボトルキャップを346.8kg収集しました。

「愛の米ひとにぎり運動」・「フードドライブ運動」では、白米405.1kg・食料品・古切手収集（1.7kg）、生活用品を女性部中心に地域住民の方の協力により多数収集され、社会福祉協議会やこども食堂に贈呈しました。

「JA健康寿命100歳プロジェクト」ではJA組合員健診で68名の方が受診され、ウォーキング教室では年3回開催で延べ67名の参加をいただき、地域住民の健康維持や増進に努めました。

食農教育活動では、「田植えと稲刈り・大豆の播種と収穫・茶摘み・さつまいもの定植と収穫」を実施して管内のこども園・小中学校等にて延べ924名の参加をいただき、農業体験を通じた「食と農の大切さ」を伝えました。

支店協同活動では、「夏まつり・地場産農産物展示即売会・支店感謝祭・特殊詐欺防止啓発運動・清掃活動・児童登校時見守り活動」を実施し、延べ4,125名の参加をいただきJAファンづくりと地域貢献に努めました。仲間づくり活動には、男性大学『男ディ College(ダンディカレッジ)』の参加者57名、女性大学『Keep smiling(キープスマイリング)』の参加者143名、カルチャー教室「十笑」年6回教室で参加者延べ560名により、JAを通じた仲間の輪が広がりました。

2. 【販売事業】

JAは、令和5年10月に国が導入した消費税インボイス制度によって令和11年まで段階的に農家組合員の販売取引上の不利益の拡大が想定されると判断し、これを回避するために買取販売方式から農協等特例が活用できる委託販売方式へ転換を進めてきました。令和6年産米穀では、全量を委託販売方式による販売としたことで、消費税の免税事業者が多くを占める農家組合員の販売取引上の不利益回避に努めました。また、令和6年産米においては、国は作況100を公表したものの、生産現場においては作柄不良の感が強いなか、農家組合員のみなさまのご協力を賜り、主食用米6,395トン（契約対比99.8%）、水田活用米穀1,580トン（契約対比93.6%）の集荷実績となりました。集荷の際には、生産に係るトータルコストの低減と担い手農家の出荷作業軽減を目的としたフレコン出荷の拡大（3,136トン）や、TACによる庭先集荷を実践しました。結果、担い手農家からの集荷実績は、主食用米で4,805トンとなり、主食用米の集荷全量の75.1%となりました。

農産物等の販売高は、全体で2,500,082千円（前年対比107.5%）の実績となりました。その中核となる主食用米の販売数量は、コロナ禍明け需要で販売進捗が早かった令和5年度の影響から当年度に持越した令和5年産米の販売数量が3,761トン（前年対比84.3%）、また令和6年産米の年度内販売数量も卸業者等の販売数量調整の影響を受けて3,027トン（前年対比89.5%）と減少しました。一方で、米の販売高は前年産からの米の不足感が継続・増幅されたことによる令和6年産米価の大幅な上昇により2,046,089千円（前年対比108.8%）となりました。

次に、令和6年産の大麦の集荷数量は、やや不良となった作柄の影響により3,028トン（前年対比89.6%、契約対比93.3%）となりました。また、販売数量は国産大麦の国内需要が高まり販売進捗が早まったものの集荷数量の減少にともない令和5年産、令和6年産合計で3,298トン（前年対比84.1%）となりました。大豆では、7月の降雨による播種作業の遅れ、梅雨明けの干ばつ、生育期後期の害虫被害等の影響を受け、集荷数量で324トン（前年対比54.7%、契約対比34.8%）の不作となりました。販売数量は、一昨年前から続く国産大豆の在庫過多傾向から販売進捗は鈍く、前年産大豆を中心に622トン（前年対比65.6%）となりました。

園芸作物の販売高は、全体で82,323千円（前年対比78.4%）となりました。昨年夏の猛暑と干ばつの影響等から小菊の出荷本数が減少し花き販売高は10,460千円（前年対比92.8%）、野菜類で45,651千円（前年対比67.4%）となりました。

農産物直売所ゆめまる館の販売高は、昨秋からの野菜や果実、お米の販売価格の上昇と利用者数の増加により、過去最高となる82,234千円（前年対比127.6%）となりました。畜産の販売高は原乳と肉畜を合わせ17,067千円（前年対比104.4%）となりました。

3. 【利用・加工事業】

共同乾燥調製施設の稼働では、米の荷受量が4,580トン（前年対比96.4%）、麦では収穫適期の降雨により収穫が遅れたことで収量低下につながり3,260トン（前年対比89.7%）となりました。また、大豆では梅雨明け後の干ばつと9月の害虫多発の影響により128トン（前年対比69.3%）の荷受量となりました。収益では、利用料金が米、麦、大豆を合わせて全体で220,811千円（前年対比91.9%）の実績となりました。

建屋改修では、10,540千円の費用をかけて旧大郷RCの屋根を改修しました。

育苗事業では、水稻苗の供給量が114,476箱（前年対比98.9%）、収益では野菜苗を育苗事業に移管したことで、106,503千円（前年対比108.6%）の実績となりました。農機利用事業では大豆コンバイン、野菜機械の利用が減少し、収益が16,722千円（前年対比86.2%）の実績となりました。

次に加工事業では、家庭での食生活が中食、外食へと変化していく中で、各家庭で熟成管理する予約みその供給数量は2,701kg（前年対比96.7%）となりました。一方で、ゆめまる館で販売するみその販売数量は堅調に伸びており4,700kg（前年対比106.8%）のみそを仕込みました。みそや麴の加工数量は、合わせて7,844kg（前年対比102.9%）となりました。

4. 【購買事業】

肥料原料は中国の輸出規制が継続しておりロシア・中東情勢にも依然不透明感がありますが、JA グループでは国の原料備蓄対策事業に参画して肥料原料の国内在庫については十分に確保しています。一方で、外国為替相場が円安に進行したことで、物流費や労務費が大幅に上昇しているほか、水稻資材をはじめとする肥料の価格が上昇しました。

このため生産資材では、予約受注を早期に取りまとめ銘柄集約肥料や超大型規格農薬などの安価で効果の高い資材の供給に努めましたが、全体で750,497千円（前年対比91.4%）の取扱高となりました。

生活資材でも、灯油やLPガスなどの燃料が為替や原油価格の影響から輸入価格が高騰し利用者の生活を直撃しました。生活資材の取扱高は全体で398,037千円（前年対比98.6%）となり、購買事業全体の購買品取扱高は、1,148,534千円（前年対比93.8%）となりました。

5. 【信用事業】

貯金残高の伸長に向けた取り組みでは、既存の通年商品に加え、春・夏・冬の季節キャンペーンとして「金利上乘せ定期貯金」を募集しました。また、社会保険労務士による年金無料相談会の開催や、相談受付・請求手続きのサポートなど年金受取りに関するサービスの提供に加え、年金支給月には受給者層に対する感謝イベントを実施することにより、年金を核とした利用者数の維持・拡大に努めました。新規年金振込口座については396件獲得、年金振込金額は年間10,221百万円（前年対比103.2%）となりました。その結果、個人貯金は587百万円増加したものの、公金・団体貯金の2,200百万円減少が影響し、貯金残高は129,976百万円（前年対比99.2%）となりました。

運用面では、マイカーローン・住宅ローン伸長に向けた恒常推進のほか、営農経済部門と連携して農業関連融資拡大に向けた同行訪問等の取り組みにより、貸出金残高は980百万円増加し、11,412百万円（前年対比109.3%）となりました。預金残高は3,250百万円減少し109,939百万円（前年対比97.1%）となりましたが、有価証券の適時購入により、有価証券残高は499百万円増加し8,220百万円（前年対比106.5%）となりました。

6. 【共済事業】

共済事業では、専任LA・金融アドバイザー・スマイルサポーターを中心として、組合員・利用者の「ひと・いえ・くるまの総合保障」の充実を図るために普及活動を実施しました。

契約者との関係性の強化と再構築を目的に、3Q訪問や3Qコールの契約者訪問等活動に取り組み、実施人数は10,328名となりました。また、契約者の更なる利便性に寄与するWebマイページの登録者数は2,151名となりました。

長期共済では、近年増加傾向にある自然災害発生によるニーズの高まりにより、建物更生共済を中心に新契約高は117億円の伸長となりましたが、長期共済保有高につきましては、満期、解約、払込終了、転換等の要因により期末共済契約保有高は3,014億円（前年対比95.4%）となり、期首から145億円の減少となりました。

短期共済では、自動車共済獲得強化のため、スマイルサポーターを中心にお見積りキャンペーン等を展開した結果、自賠責共済は新契約台数6,385台、自動車共済では新契約掛金額が611百万円となりました。

自動車事故の受付件数については、保障サービス範囲の拡充により年間702件で前年より182件の増加となりました。

7.【その他（人事制度の再構築）】

近年、少子高齢化の進展や賃金の引き上げなど雇用情勢が大きく変化しています。当JAにおいても将来の組織を支える人材の確保や社会情勢に応じた処遇改善など、様々な問題を抱えていました。

令和6年度は、「環境の変化に対応できる人事制度改革」を喫緊の課題として捉え、組織と地域農業を支える人員・人材の確保、働きがいを感じられる給与体系の構築、農協らしい人材育成の体系化等を目標にトータル人事制度の再構築に取り組みました。

新しいトータル人事制度の再構築においては、11カ月にわたるプロジェクトの中で役職員インタビューや職員満足度調査など役職員からの意見を聴取して職員の働きがいや組織の将来性が高まる制度設計について検討を重ね、人的資本経営の実践に向けた人材育成と各制度（等級制度・報酬制度・退職金制度・人事考課制度）が総合的に関連付く成長を実感できる人事制度を設計しました。

そして、組織の人づくりや役職員の働きがいが促進されるよう「人財育成基本方針」や「求められる職員像」等を全役職員に明示し、令和7年4月1日より新たな人事制度を導入しました。

6. 農業振興活動

JAの自己改革におけるの基本目標の1つである「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」の実現に向け、第8次中期経営計画（2022～2024）で策定された「地域農業振興計画」を実践してまいりました。

さらに第9次中期経営計画（2025～2027）において下記の「地域農業計画」を策定し、実践してまいります。

<地域農業計画>

1. 多様な農業者による地域農業の振興

- ・総合支店に配置した営農指導員を起点に、地域に根ざした営農指導を展開します。
- ・日頃の訪問活動の中で担い手農家の課題を認識し、その解決策を提案する活動を実践します。
- ・主要な作物の栽培情報をリアルタイムに情報発信するため、SNS等を積極的に活用し情報発信力を強化します。
- ・地域計画で「10年後の農地を担う農業者」を明確にするため、出し手・受け手・JAの3者が協定する仕組みを構築します。
- ・持続可能な農業を担う経営体を育成するため、農業経営の法人化を支援します。
- ・関係機関と連携した認定新規就農者への支援や事業承継を検討されている農業者への相談会を開催します。
- ・地域農業を担う次世代リーダーとして会員相互の研鑽を目的とした活動と組織の拡充を支援します。



2. 担い手農家の所得増大と農業生産の拡大

- ・農作業の省力化と生産性の向上のため、圃場情報をインターネットの電子地図と関連付けることで、効率的な農場管理を実現するシステム「Z-GIS」、衛星画像とAI分析による最先端の栽培管理支援システム「ザルビオ」の普及を推進します。
- ・収穫期など農繁期における担い手農家の作業軽減を図ります。
- ・担い手農家の不足する労働力を確保するためのツールを提案します。
- ・銘柄集約肥料や大型規格農薬による低価格資材の供給を図ります。
- ・主食用米の高温耐性品種や多収性大豆導入に向けた品種を検討します。
- ・水田をフル活用し、米・麦・大豆・そば・野菜等の生産振興に取り組みます。
- ・播種前契約や複数年契約による販売を実践し、再生可能な付加価値を実現します。
- ・簿記記帳を通じて経営の課題などを洗い出し、経営改善につなげるなどの経営診断サービスに取り組みます。
- ・営農経済部門と連携した定期的な訪問活動を通じて、担い手ニーズに応じた農業融資提案を行います。
- ・農業経営に潜むリスクに備えるため、TACと共済推進担当者が連携しリスク診断などの訪問活動を実践します。



3. 持続的で生産性の高い農業の実践

- ・滋賀県環境こだわり認証制度への事務支援とこだわり農業の推進に取り組みます。
- ・環境負荷軽減のため被覆レス肥料の普及推進を図ります。
- ・温室効果ガス削減に効果の高い長期中干の取り組み面積を拡大します。
- ・農業生産から排出されるプラスチック類の適正処分のため、回収事業を実践します。



- ・農産物の収量と品質向上のため、土壌診断に基づく適正な施肥量を提案します。
- ・生産される農産物の安全と消費者の安心を実現するため、生産基準に基づく農業生産を推進します。
- ・栽培管理システムを通じて生産記録のデータを分析し、生産技術の改善に取り組みます。
- ・みどりの食料システム法の基本方針に示された環境負荷低減の取り組みをクロスコンプライアンスチェックシートに活用して実践します。



7. ぐらしの活動情報

JA 北びわこでは、組合員・地域住民が安心して暮らせる地域づくりと豊かなぐらしを実現するため、「ぐらしの活動」として下記の活動等に取り組んでいます。

また、食と農、地域と JA を結ぶ取り組みにより、地域農業の振興を図ります。

そして、准組合員・地域住民との接点をつくり、農業への理解と新たな仲間づくり（地域農業の応援団、JA ファン）を進めるとともに、地域に根差した協同組合として、「ぐらしの活動」を展開し、地域の活性化に貢献してまいります。

■ 食農教育活動

農業体験を通じ、次世代の子どもたちへ命の源である「食」と「農」の大切さ伝える為、食農教育に取り組んでいます。農産物を育てることにより、「食に対する感謝の心」と「農作業の大変さや楽しさ」を学んでいただくとともに JA と地域の子どもたちがふれあえる貴重な体験型学習です。

< 取り組み事例 >

- 小学校やこども園に花の苗・種子、野菜の苗・種子の提供
- ちゃぐりん《JA グループの食農教育をすすめる子ども雑誌》の贈呈
- 小学校で田植え・稲刈り体験、伝承野菜作り・茶摘み体験
- 小学校等で大豆の出前授業（講座・播種 → 収穫 → 豆腐作りやみそ玉作り）
- 認定こども園、小学校等でサツマイモ定植・収穫・焼きいも体験
- 長浜市教育委員会へ食農教材を寄贈（JA レーク伊吹と共同で）



■ 女性部活動

JA を拠りどころに、地域の仲間とのつながりとふれあいを育む女性の組織です。「地域貢献したい、地域をより良くしたい」と地域愛と想いを共有するメンバーが集い、一致団結してイベントの計画、料理・手芸・野菜作り教室などを行っています。

地域の多様な組織と連携し「食」「農」「地域」をまもり、地域の人々にとって豊かな地域社会を創っていき、次世代につないでいく事を目的として活動しています。

<取り組み事例>

- 女性フェスタ・家の光大会
- 本部・各支部での活動（料理教室・手芸教室・研修旅行等）
- 愛の米ひとにぎり運動・フードドライブ運動（社会福祉協議会・こども食堂寄贈）
- ペットボトルキャップ・古切手の収集
- MLGs 活動（琵琶湖清掃）



■ JA 健寿命 100 歳プロジェクト

組合員・地域住民の「こころ」と「からだ」の健康保持・増進を目的に活動しています。受診または参加をお待ちしています。

<取り組み事例>

- JA 組合員健診
- ウォーキング教室
- ヨガ・リズム体操



■ ゆめちゃん広場

学ぶことの楽しさを味わい、仲間づくりや自分磨きのきっかけとなる活動に取り組んでいます。

<取り組み事例>

- 管内女性を対象とした「女性大学：Keep smiling」
キープ スマイリング
 … 健康講座、手芸教室、料理教室、スイーツ作り、親睦旅行等
- 管内男性を対象とした「男性大学：男デイCollege」
ダンディカレッジ
 … 健康講座、料理教室、みそ作り教室、親睦旅行等
- カルチャー教室「十笑」
とお
 … 手芸、消しゴムはんこ、ガーデン雑貨作り、ヨガ、リズム体操、ウォーキング教室等

■ ゆめまるくらぶ

助け合い組織「ゆめまるくらぶ」とともに、地域の高齢者の皆様が安心して暮らせる心豊かな地域づくりに取り組んでいます。

また、各地域より要請があれば、歌やゲーム・体操などを提供し「ふれあいサロン」の支援を行っています。

■ 支店ふれあい活性化委員会・支店協同活動・地域貢献活動

JA 北びわこでは、各支店に「ふれあい活性化委員会」を設置しています。支店を拠点とし組合員や組合員組織、地域住民の意思反映と連携により、組合員と JA とのふれあいとつながりの「場」をつくります。

また、組合員等の参加・参画による自主的な協同活動を JA が支援することを通じて、支店協同活動の円滑な運営に寄与することを目的としており、支店感謝デー・グラウンドゴルフ大会・ゲートボール大会・詐欺防止啓発運動・環境美化運動・管内小学校の交通安全見守りなどの活動も「ふれあい活性化委員」と共に活動に取り組んでいます。

<取り組み事例>

- 支店感謝祭・夏まつり等各種イベント
- 地域のイベントへの参加
- 地域清掃活動
- 特殊詐欺防止啓発運動（警察・地域ボランティア等と）
- 登下校時交通安全見守り運動
- 花壇・プランターでの花卉・野菜栽培
- 支店内における季節ごとの装飾
- フードドライブ運動（社会福祉協議会へ贈呈）
- グラウンドゴルフ、ゲートボール大会の開催
- 営農相談、現地農談会などの開催
- 青壮年部・各種生産者組織にて研修会を開催
- 広報誌を毎月発行し、暮らしや営農に役立つ情報を発信



↓ 下記の二次元コードから各コンテンツをご覧ください ↓

公式ホームページ



<https://www.jakitabiwako.jp>

「JA 北びわこ ゆめまる館」
LINE公式アカウント



@189rofnl

Instagram
公式アカウント



JA_KITABIWAKO



☆各媒体にて様々な情報をお届けしています☆

8. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資担当を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価等を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産負債総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとも

に、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測時対応計画」等を策定しています。

◇ 法令等遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努め統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専用窓口の「組合員相談室」を設置しています。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 午前9時～午後5時 土日・祝祭日を除く）

- 信用事業（電話：0749-78-2407）
- 共済事業（電話：0749-78-2406）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

- 滋賀弁護士会（電話：077-522-3238）
- 京都弁護士会（電話：075-231-2378）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話 : 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に経営管理委員会、理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の皆さまのニーズにお応えするため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、20.43%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

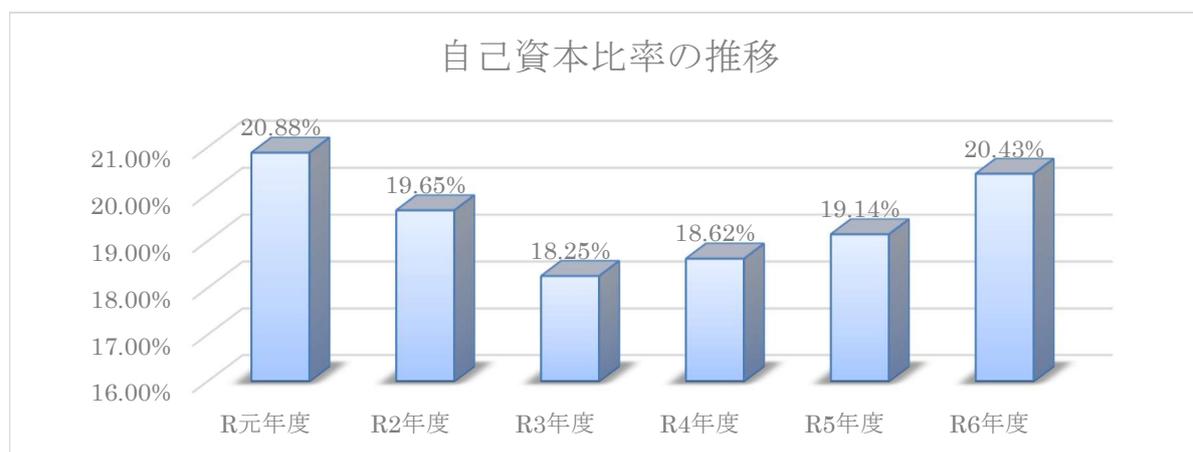
当JAの自己資本は、組合員の皆様の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	北びわこ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,894,654 千円（前年度 1,908,550 千円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。



10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A ・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「J A バンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

種 類	期 間	特 徴
普通貯金 総合口座 決済用貯金	出し入れ自由	「受け取る、支払う、貯める、借りる」暮らしに役立つサービスが盛りだくさん、家計簿代わりに使えて、忙しいあなたにぴったりです。 キャッシュカードのご利用も、ますます便利になりました。
貯蓄貯金	出し入れ自由	増やしながらか、いつでも使えます。 キャッシュコーナーでもお引き出しいただけます。
定期貯金	1ヵ月以上5年以内	お預け期間は1ヵ月以上の決められた期間、預け入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられていざという時に大変便利です。
定期積金	6ヵ月以上5年以内 の月単位	目標金額に向けて、ご自分で決められた預け入れ指定日・積立期間・積立金額で、無理なく積み立てられて大変便利です。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

(基金協会保証)

種 類	融資期間	融資金額	資金のお使いみち
JA 住宅ローン	50 年以内	1億円以内	住宅の新築・購入・増改築、土地の購入、他金融機関からの住宅ローンの借換資金など。
JA リフォームローン	15 年以内	1,500 万円以内	既存住宅の増改築・改装・補修、その他住宅関連設備資金、空き家解体、他金融機関からのリフォームローンの借換資金など。
JA マイカーローン	15 年以内	1,000 万円以内	クルマ・バイク・自転車・除雪機・電動車いすの購入資金(中古車含む)、他社自動車ローンの借換資金、免許取得、車検・定期点検などに必要な資金、カー用品の購入資金など。
アグリマイティー資金	原則 10 年以内	1億円以内 (法人・団体は3億円以内)	農業の生産・加工・流通・販売に関する運転資金や設備資金など。
JA 教育ローン	据置期間を含め 最長 15 年	1,000 万円以内	入学金、授業料、学費およびアパート家賃等、教育に関する資金、他金融機関からの教育ローンの借換資金など。
JA フリーローン	10 年以内	500 万円以内	生活に必要な一切の資金。(お使い道のわかる書類を提出いただけるもの)
JA ワイドカードローン	1年 (毎年自動更新)	200 万円以内	生活に必要な一切の資金。
農業制度資金	農業経営改善のための農業制度資金のご相談お取次ぎも承っております。		

◇ 為替業務、その他の業務及びサービス

全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

また、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、ローン相談・年金相談、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

種 類	特 徴 等
国債窓口販売	国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売をしています。
相談業務	年金相談会を開催しています。
為替業務	全国どこの金融機関へでも送金や手形、小切手等の取立てをお取り扱いしています。
給与振込	お勤め先から直接給与やボーナスが振り込まれますので、安心でとても便利です。 近くて便利なJAをご利用ください。
年金自動受取	各種年金の受け取りは、お得で便利なJAをご指定ください。 簡単な手続きで安全・確実に振り込まれます。
振替決済業務	公共料金・税金等のお支払いに便利です。
JAネットバンク	パソコン、携帯電話からお取引ができ、窓口やATMに足を運ぶ手間が省けます。 平日、休日を問わず、残高照会や振込などの各種サービスがご利用いただけます。
JAバンクアプリ	スマートフォンから貯金残高、入出金明細等が簡単な操作でご確認いただけます。
JAカード	国内・外問わず、お買い物、お食事、ご宿泊などのお支払いにキャッシュレスでご利用いただけます。 また、急な出費の際はキャッシングサービスもお受けになれます。

◇ 手数料一覧

為替手数料表

令和7年4月1日現在

内 国 為 替			3万円未満1件につき	3万円以上1件につき	
振 込 手 数 料	窓 口	当農協本支店 ※1	220 円	440 円	
		県内・県外系統		220 円	440 円
		他行	文書扱	440 円	660 円
			電信扱	550 円	770 円
	ATM	当農協本支店		無 料	無 料
		県内・県外系統		110 円	330 円
		他行	電信扱	275 円	385 円
		他行		220 円	330 円
	個人 ネットバンク	当農協本支店		無 料	無 料
		県内系統		55 円	110 円
		県外系統		110 円	220 円
		他行	電信扱	220 円	330 円
	法人 ネットバンク	当農協本支店		無 料	無 料
		県内系統		55 円	110 円
		県外系統		110 円	220 円
		他行	電信扱	220 円	330 円
	振込の組戻料(1件につき)			660 円	660 円
	定時 自動送金	当農協本支店		55 円	55 円
県内・県外系統		110 円	330 円		
他 行		440 円	660 円		
代 金 取 立 手 数 料	電子交換手数料(1通につき) ※2		660 円		
	個別取立手数料(1通につき) ※3		1,100 円		
	不渡手形返却料(1件につき)		660 円		
	取立手形組戻料(1通につき)		660 円		
	取立手形店頭提示料(1通につき)		660 円		
	ただし、660 円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴収する。				

■ 上記金額には、消費税を含む。

※1 同一支店内の振込手数料は無料とする。

※2 当組合本支店宛は無料とする。

※3 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるものが対象。

(1)ATMによる振込については、以下のキャッシュカードで取扱可能である。

自JA・県内他県系統・他行(MICS提携 ※4)

※4 信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工中金のキャッシュカードは除く。

信用事業に係る手数料表

令和7年4月1日現在

項 目		手 数 料
手形用紙交付手数料	(1冊当り)	5,500円
小切手用紙交付手数料	(1冊当り)	5,500円
自己宛小切手交付手数料 ※1	(1枚当り)	1,100円
マル専用約束手形用紙交付手数料	(1枚当り)	1,100円
マル専用口座開設手数料		3,300円
通帳・証書再発行手数料 ※2		550円
キャッシュカード発行手数料 ※3 (1枚当り)		
磁気キャッシュカード	(初回発行)	無料
	(再発行)	1,100円
ICキャッシュカード	(初回発行)	無料
	(再発行)	1,100円
	(更新発行)	無料
一体型カード	(初回発行)	無料
	(再発行)	1,100円
	(更新発行)	無料
取引検索・履歴照会手数料	過去10年間 10枚まで	220円
	11枚～(1枚当り)	22円
	過去10年超	5,500円
伝票等のコピーによる開示 (1枚当り)		55円
残高証明書等各証明書発行手数料 (1通当り) ※4	(都度発行)	550円
	(定期発行)	330円
貸出金手数料		
全額繰上償還 (50万円未満)		無料
(50万円以上 500万円未満)		11,000円
(500万円以上 1,000万円未満)		22,000円
(1,000万円以上)		33,000円
一部繰上償還 ※5		5,500円
条件変更手数料 (再特約含む) ※6		5,500円
事務取扱手数料 (住宅・リフォームローンのみ)		55,000円
電子契約サービス手数料 (住宅・リフォームローン)		11,000円
電子契約サービス手数料 (小口ローン※7)		2,200円
ローンカード発行手数料 (再発行)		1,100円
貸出事務手数料 (共済担保貸出)		1,000円
国債保護預り口座管理料 (1口座1ヵ月当り)		無料
両替手数料 (硬貨・札) ※8 (お取扱1件当り)		
101枚～500枚		330円
501枚～1,000枚		660円
以降、500枚までごとに330円を加算する。		

項 目	手 数 料
硬貨入出金手数料 ※9（お取扱1件当たり）	
101枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	660円
	以降、500枚までごとに330円を加算する。
署名判印刷登録手数料	5,500円
貯金口座振替手数料	取扱規則等による
現金自動支払機利用手数料	取扱規則等による
内国為替手数料	内国為替手数料徴収基準による
行政機関からの照会・調査手数料	
デジタル照会	無料
回答資料代1枚あたり（郵送・追加・来店照会）	22円
郵送料（郵送・追加・来店照会）	実費
未利用口座管理手数料（年間）	1,320円

- 貸出金とは、貯金・共済担保貸付金、地公貸付および制度資金を除く証書貸付金をいう。
- 上記手数料には、消費税10%を含む。

- ※1 70歳以上かつ300万円以上の場合は無料とする。
- ※2,3 再発行とは、顧客の都合（紛失、盗難、クレジット機能を外す等）によること。
磁気キャッシュカードからICキャッシュカードへの切替についても有料とする。
- ※4 住宅ローン、農業資金の貸出金残高証明書は無料とする。（再発行を含む。）
- ※5 一部繰上償還時の留保金残高の充当については無料とする。
- ※6 条件変更とは、金利・月賦変更、期間延長等をいう。
- ※7 小口ローンとは、マイカーローン・教育ローン・多目的ローン・フリーローン・カードローンとする。
- ※8 次の場合は無料とする。
・汚損した現金の交換 ・記念硬貨への交換
取引枚数の算定基準は、ご持参（両替前）枚数またはお持ち帰り（両替後）枚数のいずれか多い方とする。
- ※9 100枚以下の硬貨入出金のお取扱いについては、それぞれお一人さま1日1件に限り無料とする。
同日に2件以上の硬貨入出金をご依頼される場合、合計枚数での手数料とする。
募金の硬貨入金については手数料を免除する。
一部の金種を指定して出金される場合、金種を指定せずに出金された残金についても合計に含む。
振込や納税等を硬貨で行う場合も、硬貨の枚数に応じた手数料とする。但し、歳入金の納付金額と同額を計数済みの場合は無料とする。
通帳が複数になる場合も、合計枚数での手数料とする。

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として「ひと・いえ・くるま」の総合保障の確立を目指し、充実した幅広い保障を提供いたします。終身共済、養老生命共済、医療共済、介護共済、建物更生共済、年金共済、自動車共済等、一生涯、また人生のそれぞれの場面で J A 共済には頼れる保障がそろっています。

〔経済事業〕

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。

また、農業に必要な肥料・農薬・飼料などの生産資材や、日常生活に必要なお米・食品・LP ガスなどの生活物資を安定価格でご提供いたしております。

また、「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所「ゆめまる館」を開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

〔指導事業〕

農産物の生産技術指導や農業経営指導、研修会などの営農指導をはじめ、女性部や文化活動などを支援する生活面活動の指導を通じて、魅力ある組織活動の充実を目指しています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和6年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

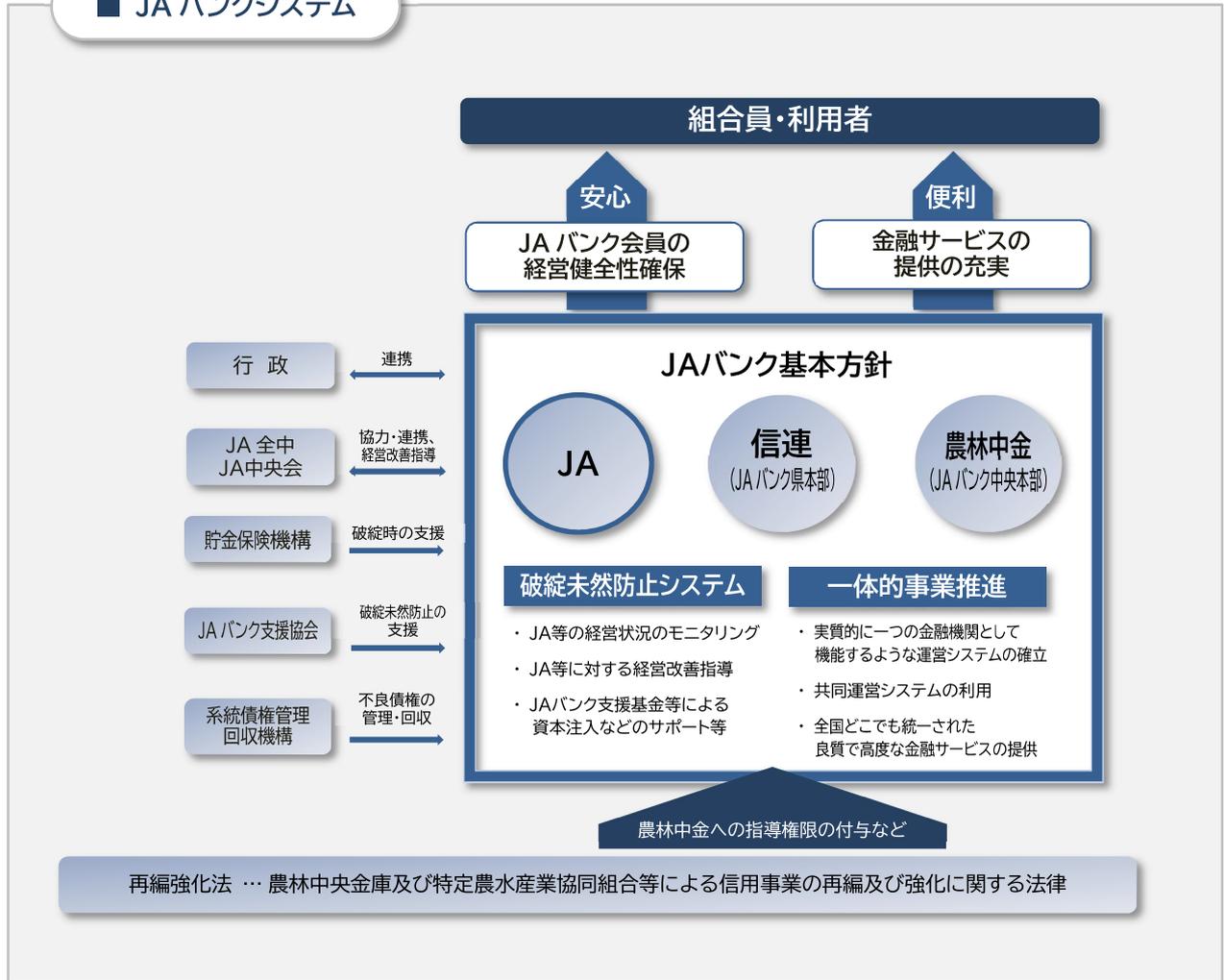
良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システム[JASTEMシステム]の利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

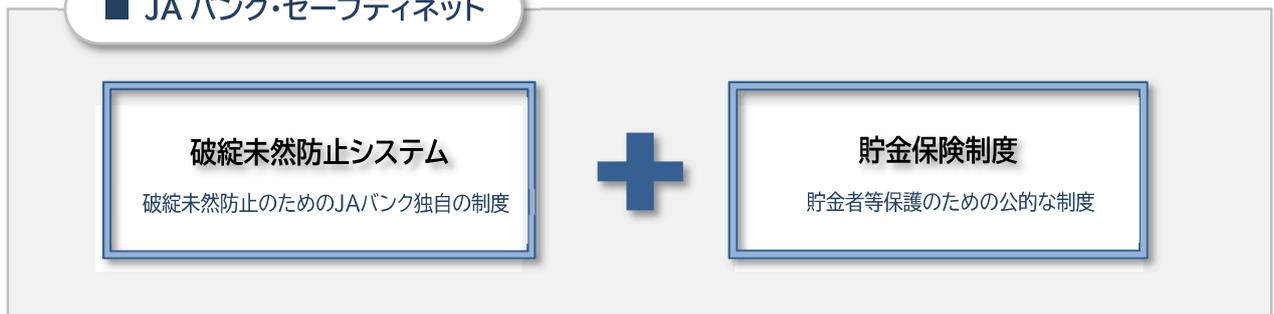
貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

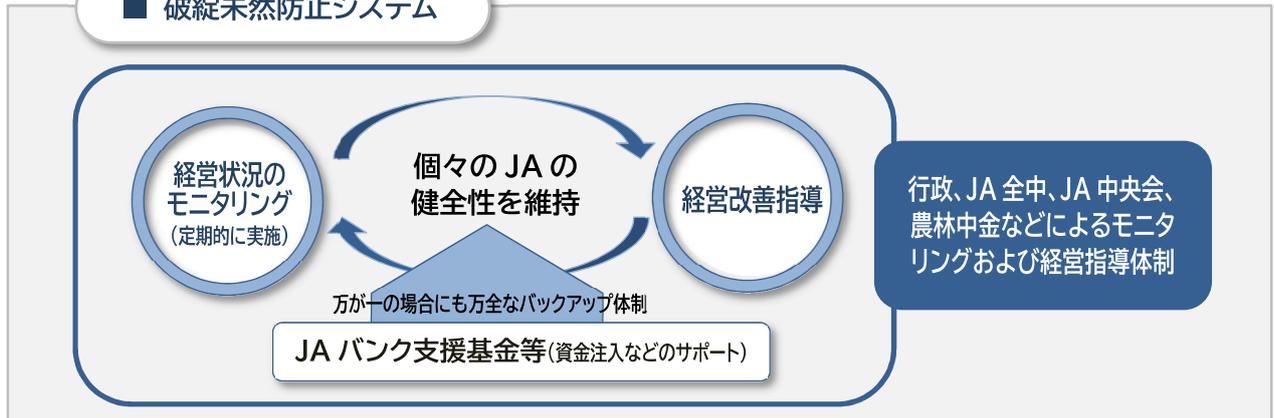
■ JAバンクシステム



■ JAバンク・セーフティネット



■ 破綻未然防止システム



経営資料

※ 単位未満を四捨五入表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	132,106,880	130,404,189
(1) 現金	667,612	715,725
(2) 預金	113,189,459	109,939,474
系統預金	(113,189,459)	(109,939,474)
(3) 有価証券	7,721,107	8,220,472
国債	(2,175,520)	(2,819,200)
地方債	(331,617)	(268,902)
政府保証債	(201,920)	(188,650)
社債	(5,012,050)	(4,943,720)
(4) 貸出金	10,431,784	11,411,699
(5) その他の信用事業資産	105,667	126,129
未収収益	(74,080)	(95,506)
その他の資産	(31,587)	(30,623)
(6) 貸倒引当金	△8,748	△ 9,310
2. 共済事業資産	614	850
(1) その他の共済事業資産	614	850
3. 経済事業資産	1,340,623	1,480,782
(1) 経済事業未収金	236,889	225,070
(2) 経済受託債権	908,493	1,143,521
(3) 棚卸資産	153,801	82,544
購買品	(36,952)	(52,367)
販売品	(87,391)	(1,373)
その他の棚卸資産	(29,458)	(28,804)
(4) その他の経済事業資産	51,018	33,654
(5) 貸倒引当金	△9,578	△ 4,007
4. 雑資産	221,390	256,563
(1) 雑資産	221,390	256,563
5. 固定資産	1,400,733	1,374,305
(1) 有形固定資産	1,400,733	1,374,305
建物	(5,545,614)	(5,455,448)
機械装置	(2,032,934)	(2,021,906)
土地	(427,667)	(427,667)
建設仮勘定	(49)	(1,078)
その他の有形固定資産	(890,981)	(862,702)
減価償却累計額	(△7,496,512)	(△7,394,497)
6. 外部出資	5,922,544	5,922,544
(1) 外部出資	5,922,544	5,922,544
系統出資	(5,801,594)	(5,801,594)
系統外出資	(111,150)	(111,150)
子会社等出資	(9,800)	(9,800)
7. 繰延税金資産	34,014	—
資産の部合計	141,026,798	139,439,231

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	131,223,900	130,344,726
(1) 貯金	130,964,585	129,975,887
(2) 借入金	1,415	1,144
(3) その他の信用事業負債	257,900	367,695
未払費用	(34,143)	(66,746)
その他の負債	(223,757)	(300,949)
2. 共済事業負債	358,219	342,132
(1) 共済資金	142,885	128,347
(2) 未経過共済付加収入	210,141	209,385
(3) その他の共済事業負債	5,193	4,399
3. 経済事業負債	304,646	206,791
(1) 経済事業未払金	199,239	100,736
(2) 経済受託債務	97,400	97,138
(3) その他の経済事業負債	8,007	8,918
4. 雑負債	178,192	74,254
(1) 未払法人税等	2,400	2,400
(2) その他の負債	175,792	71,854
5. 諸引当金	528,516	488,487
(1) 賞与引当金	45,967	48,300
(2) 退職給付引当金	377,285	345,721
(3) 役員退職慰労引当金	—	3,234
(4) 特例業務負担引当金	105,264	91,232
負 債 の 部 合 計	132,593,473	131,456,390
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	9,019,834	9,098,604
(1) 出資金	1,908,550	1,894,654
(2) 資本準備金	11,449	11,449
(3) 再評価積立金	885	885
(4) 利益剰余金	7,107,423	7,201,164
利益準備金	(2,655,918)	(2,690,918)
その他利益剰余金	(4,451,504)	(4,510,245)
施設改修等積立金	1,305,000	1,400,000
信用基盤強化積立金	602,000	602,000
教育基金積立金	100,000	100,000
固定資産減損積立金	547,800	647,800
有価証券価格変動積立金	132,000	172,000
次期情報システム更改等積立金	2,000	—
情報システム・DX対策積立金	—	50,000
農業経営支援積立金	27,000	27,000
特別積立金	1,180,581	1,180,581
当期末処分剰余金	555,124	330,865
(うち当期剰余金)	(158,537)	(112,487)
(5) 処分未済持分	△8,473	△9,548
2. 評価・換算差額等	△586,508	△1,115,763
(1) その他有価証券評価差額金	△586,508	△1,115,763
純 資 産 の 部 合 計	8,433,325	7,982,841
負債及び純資産の部合計	141,026,798	139,439,231

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	自 至	令和5年4月1日 令和6年3月31日	自 至	令和6年4月1日 令和7年3月31日
1. 事業総利益		1,540,550		1,453,242
事業収益		4,100,575		3,162,419
事業費用		2,560,025		1,709,177
(1) 信用事業収益		760,921		809,969
資金運用収益		682,116		726,020
(うち預金利息)	(443,524)	(468,571)
(うち有価証券利息)	(74,855)	(85,338)
(うち貸出金利息)	(89,058)	(89,568)
(うちその他受入利息)	(74,678)	(82,543)
役務取引等収益		31,001		32,339
その他経常収益		47,804		51,610
(2) 信用事業費用		258,039		283,425
資金調達費用		56,700		115,752
(うち貯金利息)	(55,461)	(114,400)
(うち給付補填備金繰入)	(407)	(392)
(うち借入金利息)	(24)	(19)
(うちその他支払利息)	(809)	(942)
役務取引等費用		11,728		11,744
その他事業直接費用		71,223		28,240
その他経常費用		118,389		127,688
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(562)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△400)	(—)
信用事業総利益		502,882		526,544
(3) 共済事業収益		549,259		541,753
共済付加収入		530,228		514,700
その他の収益		19,031		27,053
(4) 共済事業費用		48,947		48,492
共済推進費		37,664		37,213
共済保全費		2,791		3,023
その他の費用		8,492		8,255
共済事業総利益		500,312		493,262
(5) 購買事業収益		1,100,755		1,050,108
購買品供給高		1,067,330		980,440
購買手数料		15,300		15,087
修理サービス料	(—)	(35,457)
その他の収益		18,125		19,124
(6) 購買事業費用		924,259		905,208
購買品供給原価		789,289		741,079
購買品供給費		55,697		64,637
修理サービス費		2,964		28,837
その他の費用		76,308		70,656
(うち貸倒引当金繰入額)	(863)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△5,552)
購買事業総利益		176,496		144,899
(7) 販売事業収益		1,262,581		333,176
販売品販売高		1,127,464		165,649
販売手数料		75,387		115,289
その他の収益		59,729		52,238

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
(8) 販売事業費用	1,051,983	180,289
販売品販売原価	939,825	139,923
販売費	89,816	23,427
その他の費用	22,343	16,939
(うち貸倒引当金戻入益)	(△108)	(△ 4)
販売事業総利益	210,597	152,887
(9) 保管事業収益	39,067	66,218
(10) 保管事業費用	9,939	44,747
保管事業総利益	29,129	21,471
(11) 加工事業収益	3,510	4,400
(12) 加工事業費用	2,673	3,318
加工事業総利益	836	1,083
(13) 利用事業収益	357,800	344,035
(14) 利用事業費用	230,557	216,016
利用事業総利益	127,242	128,020
(15) その他事業収益	8,074	7,340
(16) その他事業費用	8,341	7,727
その他事業総利益	△267	△ 387
(17) 指導事業収入	18,609	5,420
(18) 指導事業支出	25,286	19,956
指導事業収支差額	△6,677	△ 14,536
2. 事業管理費	1,410,901	1,398,377
(1) 人件費	1,087,924	1,051,323
(2) 業務費	107,230	123,144
(3) 諸税負担金	56,295	53,157
(4) 施設費	155,625	163,549
(5) その他事業管理費	3,827	7,204
事業利益	129,649	54,865
3. 事業外収益	93,437	101,929
(1) 受取出資配当金	77,572	79,564
(2) 賃貸料	8,160	9,089
(3) 償却債権取立益	(-)	19
(4) 雑収入	7,705	13,257
4. 事業外費用	9,699	8,070
(1) 寄付金	90	110
(2) 雑損失	9,609	7,960
経常利益	213,386	148,724
5. 特別利益	16,162	11,090
(1) 固定資産処分益	15,010	11,090
(2) 一般補助金	1,152	-
6. 特別損失	82,143	10,964
(1) 固定資産処分損	128	8
(2) 固定資産圧縮損	1,152	-
(3) 減損損失	10,339	-
(4) 固定資産解体撤去費用	70,525	10,956
税引前当期利益	147,405	148,850
法人税、住民税及び事業税	2,349	2,349
法人税等調整額	△13,482	34,014
法人税等合計	△11,132	36,364

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
	自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
当期剰余金	158,537	112,487
当期首繰越剰余金	147,586	135,378
施設改修等積立金取崩額	143,000	55,000
固定資産減損積立金取崩額	10,000	—
有価証券価格変動積立金取崩額	68,000	28,000
次期情報システム更改等積立金取崩額	28,000	—
当期末処分剰余金	555,124	330,865

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

3. 注記表

注記表	
令和5年度	令和6年度
<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>① 子会社株式 : 移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法 <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 購買品（単品管理商品及び数量管理商品）</p> <ul style="list-style-type: none"> …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） <p>購買品（集約管理商品）</p> <ul style="list-style-type: none"> …… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） <p>② 販売品</p> <ul style="list-style-type: none"> …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p>	<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>① 子会社株式 : 移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法 <p>2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 購買品（単品管理商品及び数量管理商品）</p> <ul style="list-style-type: none"> …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） <p>購買品（集約管理商品）</p> <ul style="list-style-type: none"> …… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） <p>② 販売品</p> <ul style="list-style-type: none"> …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p>

注記表

令和5年度	令和6年度
<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、債権額が2,000千円未満の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における最大値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 特例業務負担引当金 特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しています。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、債権額が2,000千円未満の債務者については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における最大値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(5) 特例業務負担引当金 特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しています。</p>
<p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>① 購買事業 購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>② 販売事業 販売事業は、主に組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③ 保管事業 保管事業は、主に組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供の義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、</p>	<p>5. 収益及び費用の計上基準</p> <p>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>① 購買事業 購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>② 販売事業 販売事業は、主に組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③ 保管事業 保管事業は、主に組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物</p>

注記表

令和5年度	令和6年度
<p>農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。</p> <p>④ 加工事業 加工事業は、主に組合員が生産した農産物を原料に、食品加工施設等の当組合施設において加工した商品を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑤ 利用事業 利用事業は、主にカントリーエレベーター、育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した時点において充足すると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>II 会計上の見積りに関する注記</p> <p>1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 34,014 千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和6年度計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。</p> <p>④ 加工事業 加工事業は、主に組合員が生産した農産物を原料に、食品加工施設等の当組合施設において加工した商品を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>⑤ 利用事業 利用事業は、主にカントリーエレベーター、育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した時点において充足すると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p> <p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p>

注記表

令和5年度	令和6年度																								
<p>また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>2. 固定資産の減損</p> <p>(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 10,339千円</p> <p>(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年度計画を基礎として算出しており、令和6年度計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。</p> <p>Ⅲ 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は1,152千円、累計額は2,682,388千円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>1,141,963千円</td> <td>機械装置</td> <td>1,358,955千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>67,268千円</td> <td>その他</td> <td>114,202千円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供している資産 定期預金 500,000千円を借入金（当座貸越）の担保に供しています。また、定期預金 3,800,000千円を為替決済の担保に、定期預金 50千円を指定金融機関等の公金取扱に係る担保に、それぞれ供しています。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <table border="0"> <tr> <td>・子会社に対する金銭債権の総額</td> <td>137千円</td> </tr> <tr> <td>・子会社に対する金銭債務の総額</td> <td>135,790千円</td> </tr> </table> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 開示すべき金銭債権及び金銭債務に該当する取引はありません。</p> <p>5. 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は2,421千円、危険債権額は35,900千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本</p>	建物	1,141,963千円	機械装置	1,358,955千円	土地	67,268千円	その他	114,202千円	・子会社に対する金銭債権の総額	137千円	・子会社に対する金銭債務の総額	135,790千円	<p>Ⅱ 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は2,658,534千円であり、その内訳は、次のとおりです。なお、当年度は圧縮記帳を実施していません。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>1,140,102千円</td> <td>機械装置</td> <td>1,337,104千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>67,268千円</td> <td>その他</td> <td>114,059千円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供している資産 定期預金 500,000千円を借入金（当座貸越）の担保に供しています。また、定期預金 3,800,000千円を為替決済の担保に、定期預金 50千円を指定金融機関等の公金取扱に係る担保に、それぞれ供しています。</p> <p>3. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務</p> <table border="0"> <tr> <td>・子会社に対する金銭債権の総額</td> <td>24,492千円</td> </tr> <tr> <td>・子会社に対する金銭債務の総額</td> <td>141,277千円</td> </tr> </table> <p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 開示すべき金銭債権及び金銭債務に該当する取引はありません。</p> <p>5. 信用事業を行う組合に要求される注記 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は13,770千円、危険債権額は9,310千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回</p>	建物	1,140,102千円	機械装置	1,337,104千円	土地	67,268千円	その他	114,059千円	・子会社に対する金銭債権の総額	24,492千円	・子会社に対する金銭債務の総額	141,277千円
建物	1,141,963千円	機械装置	1,358,955千円																						
土地	67,268千円	その他	114,202千円																						
・子会社に対する金銭債権の総額	137千円																								
・子会社に対する金銭債務の総額	135,790千円																								
建物	1,140,102千円	機械装置	1,337,104千円																						
土地	67,268千円	その他	114,059千円																						
・子会社に対する金銭債権の総額	24,492千円																								
・子会社に対する金銭債務の総額	141,277千円																								

注記表

令和5年度

の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 38,321 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高	27,269	千円
うち事業取引以外の取引高	532	千円
合計	27,801	千円

(2) 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高	1,122	千円
うち事業取引以外の取引高	—	千円
合計	1,122	千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、業務用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分を基本にグルーピングを行っています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各資産単位でグルーピングを行っています。本店及び農業関連施設等については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類
旧木之本支店	遊休	建物

(2) 減損損失の認識に至った経緯

旧木之本支店の資産は、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧木之本支店 10,339 千円（建物 10,339 千円）

(4) 回収可能価額の算定方法

旧木之本支店の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を基礎とした公示価格相当額等をもとに算定しています。

令和6年度

収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 23,080 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

III 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高	27,479	千円
うち事業取引以外の取引高	532	千円
合計	28,011	千円

(2) 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高	1,375	千円
うち事業取引以外の取引高	—	千円
合計	1,375	千円

注記表

令和5年度	令和6年度
<p>V 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会及び経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資担当を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会及び経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及び経営管理委員会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年</p>	<p>IV 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の団体などへ貸付け、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会及び経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資担当を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会及び経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及び経営管理委員会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報)</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.59%上昇したものと想定した場合には、</p>

注記表

令和5年度

度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が150,091千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	113,189,459	113,142,690	△46,769
有価証券	7,721,107	7,721,107	
その他有価証券	7,721,107	7,721,107	
貸出金	10,431,784		
貸倒引当金(注)	△8,748		
貸倒引当金控除後	10,423,036	10,402,658	△20,377
資産計	131,333,601	131,266,455	△67,146
貯金	130,964,585	130,876,059	△88,526
負債計	130,964,585	130,876,059	△88,526

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債は活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

令和6年度

経済価値が257,079千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	109,939,474	109,747,161	△192,313
有価証券	8,220,472	8,220,472	
その他有価証券	8,220,472	8,220,472	
貸出金	11,411,699		
貸倒引当金(注)	△9,310		
貸倒引当金控除後	11,402,389	11,224,567	△177,821
資産計	129,562,335	129,192,201	△370,134
貯金	129,975,887	129,635,695	△340,192
負債計	129,975,887	129,635,695	△340,192

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債は活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

注記表

令和5年度

令和6年度

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	5,922,544 千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	113,189,459	—	—	—	—	—
有価証券	140,000	240,000	340,000	27,500	100,000	7,500,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	140,000	240,000	340,000	27,500	100,000	7,500,000
貸出金(注)	1,075,645	811,599	803,159	740,261	687,292	6,312,481
合 計	114,405,104	1,051,599	1,143,159	767,761	787,292	13,812,481

(注) ・貸出金のうち、当座貸越 124,696 千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
・貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 1,348 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	113,843,631	10,280,692	6,385,666	204,551	250,045	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額について

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	5,922,544 千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	109,939,474	—	—	—	—	—
有価証券	240,000	340,000	27,500	100,000	600,000	8,100,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	240,000	340,000	27,500	100,000	600,000	8,100,000
貸出金(注)	1,018,694	883,081	822,639	806,747	678,214	7,192,894
合 計	111,198,168	1,223,081	850,139	906,747	1,278,214	15,292,894

(注) ・貸出金のうち、当座貸越 130,517 千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
・貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 9,430 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	116,019,421	5,700,223	7,778,481	183,503	294,260	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額について

注記表

令和5年度					令和6年度				
(単位：千円)					(単位：千円)				
	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額		種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債 券	1,382,687	1,348,792	33,894	貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債 券	598,242	574,311	23,931
	国 債	304,700	300,821	3,879		国 債	101,030	100,384	646
	地方債	157,627	147,500	10,127		地方債	112,142	107,500	4,642
	政府保証債	108,940	100,531	8,409		政府保証債	103,620	100,447	3,173
	社 債	811,420	799,940	11,480		社 債	281,450	265,981	15,469
	小 計	1,382,687	1,348,792	33,894		小 計	598,242	574,311	23,931
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債 券	6,338,420	6,958,822	△620,402	貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債 券	7,622,230	8,790,164	△1,167,934
	国 債	1,870,820	1,995,594	△124,774		国 債	2,718,170	3,092,287	△374,117
	地方債	173,990	200,000	△26,010		地方債	156,760	200,000	△43,240
	政府保証債	92,980	100,000	△7,020		政府保証債	85,030	100,000	△14,970
	社 債	4,200,630	4,663,229	△462,599		社 債	4,662,270	5,397,876	△735,606
	小 計	6,338,420	6,958,822	△620,402		小 計	7,622,230	8,790,164	△1,167,934
合 計		7,721,107	8,307,615	△586,508	合 計		8,220,472	9,364,475	△1,144,003

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
債 券	428,836	—	68,289
国 債	428,836	—	68,289
合 計	428,836	—	68,289

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	396,005 千円
退職給付費用	65,040 千円
退職給付の支払額	△49,041 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△34,719 千円
期末における退職給付引当金	377,285 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,694,727 千円
年金資産	△1,317,442 千円
未積立退職給付債務	377,285 千円
退職給付引当金	377,285 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	65,040 千円
----------------	-----------

2. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、その他有価証券(社債)について 28,240 千円の減損処理を行っています。

時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、概ね 30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

VI 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	377,285 千円
退職給付費用	62,774 千円
退職給付の支払額	△60,112 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△34,225 千円
期末における退職給付引当金	345,721 千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,628,886 千円
年金資産	△1,283,165 千円
未積立退職給付債務	345,721 千円
退職給付引当金	345,721 千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	62,774 千円
----------------	-----------

注記表

令和5年度		令和6年度	
臨時に支払った割増退職金	13,597千円	臨時に支払った割増退職金	14,279千円
合計	78,637千円	合計	77,053千円
2. 特例業務負担金の将来見込額		2. 特例業務負担金の将来見込額	
<p>人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11,389千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、当組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は、105,264千円となっています。</p>		<p>人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 11,166千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、当組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は、91,232千円となっています。</p>	
VIII 税効果会計に関する注記		VII 税効果会計に関する注記	
1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳		1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳	
(単位:千円)		(単位:千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	12,687	賞与引当金	13,669
退職給付引当金	104,131	退職給付引当金	97,839
未払費用	15,203	未払費用	8,306
固定資産減損損失	284,649	固定資産減損損失	266,873
繰越欠損金	218,924	繰越欠損金	222,894
特例業務負担引当金	29,053	特例業務負担引当金	25,819
その他有価証券評価差額金	161,876	その他有価証券評価差額金	315,761
有価証券評価損	9,387	有価証券評価損	17,617
その他	4,690	その他	6,309
繰延税金資産小計	840,600	繰延税金資産小計	975,087
評価性引当額（注）	△806,586	評価性引当額	△975,087
繰延税金資産合計	34,014	繰延税金資産合計	—
(注) 評価性引当額のうち税務上の繰越欠損金にかかるものは、218,924千円です。			
2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.6%	法定実効税率	27.6%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.4%
住民税均等割等	1.6%	住民税均等割等	1.6%
評価性引当額の増減	△33.0%	評価性引当額の増減	△1.1%
その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.6%		
		3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額	
		<p>「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から28.3%に変更となります。この税率変更による影響はありません。</p>	

注記表	
令和5年度	令和6年度
IX 収益認識に関する注記 1. 収益を理解するための基礎となる情報 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています	VII 収益認識に関する注記 1. 収益を理解するための基礎となる情報 「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	555,124	330,865
2. 任意積立金取崩額	2,000	1,427,000
次期情報システム更改等積立金	2,000	(-)
施設改修等積立金	(-)	1,400,000
農業経営支援積立金	(-)	27,000
3. 剰余金処分額	421,746	1,621,739
(1) 利益準備金	35,000	25,000
(2) 任意積立金	368,000	1,578,000
(施設改修等積立金)	(150,000)	(1,530,000)
(固定資産減損積立金)	(100,000)	(-)
(有価証券価格変動積立金)	(68,000)	(48,000)
(情報システム・DX対策積立金)	(50,000)	(-)
(3) 出資配当金	18,746	18,739
4. 次期繰越剰余金	135,378	136,126

(注)

- 出資に対する配当の割合は、次のとおりです。
令和5年度 1.0% 令和6年度 1.0%
- 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。
- 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための教育情報繰越金 6,000,000 円が含まれています。

<別表>

(単位：千円)

目的積立金名	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高	積立後残高
施設改修等積立金	共同利用施設・事務所等の取得・改修並びに取り壊しを目的とした積立です。	3,500,000	施設等を取得・改修並びに取り壊しをした年度において、要した額を取り崩します。	1,400,000	1,530,000
有価証券価格変動積立金	有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えることを目的とした積立です。	有価証券期末帳簿合計残高(取得価格又は償却原価)の30/1000	時価の著しい下落に伴う有価証券損失(売却損及び評価損)により、当期剰余金に重要な影響を与える場合に、決算期日に取り崩し、当該損失に充当します。	172,000	220,000

5. 部門別損益計算書

<令和5年度>

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共 通 管 理 費 等
事業収益①	4,100,575	760,921	549,2359	2,437,765	336,239	16,391	
事業費用②	2,560,025	258,039	48,947	1,965,913	264,285	22,840	
事業総利益③ (①-②)	1,540,550	502,882	500,312	471,852	71,953	△6,449	
事業管理費④	1,410,901	450,649	373,699	397,211	103,735	85,607	
（うち減価償却費⑤の1）	(81,286)	(21,754)	(17,325)	(39,737)	(1,257)	(1,214)	
（うち人件費⑤の2）	(1,087,924)	(353,849)	(294,768)	(271,593)	(90,283)	(77,431)	
※うち共通管理費⑥		129,539	109,218	146,647	21,449	12,475	△419,327
（うち減価償却費⑦の1）		(3,716)	(3,133)	(4,207)	(615)	(358)	(△12,030)
（うち人件費⑦の2）		(57,779)	(48,715)	(65,410)	(9,567)	(5,564)	(△187,035)
事業利益⑧ (③-④)	129,649	52,233	126,613	74,641	△31,782	△92,056	
事業外収益⑨	93,437	28,865	24,337	32,677	4,779	2,780	
うち共通分⑩		28,865	24,337	32,677	4,779	2,780	△93,437
事業外費用⑪	9,699	2,890	2,480	3,413	674	242	
うち共通分⑫		2,509	2,116	2,841	415	242	△8,122
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	213,386	78,207	148,469	103,904	△27,676	△89,518	
特別利益⑭	16,162	4,993	4,209	5,652	827	481	
うち共通分⑮		4,993	4,209	5,652	827	481	△16,162
特別損失⑯	82,143	25,376	21,395	28,727	4,202	2,444	
うち共通分⑰		25,376	21,395	28,727	4,202	2,444	△82,143
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	147,405	57,824	131,283	80,829	△31,051	△91,481	
営農指導事業分配賦額⑲		31,035	27,474	26,398	6,574	△91,481	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	147,405	26,789	103,809	54,432	△37,625		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 (人件費を除いた事業管理費割+人数割+事業総利益割) の平均値により配賦しています。
(2) 営農指導事業 (人数割+事業総利益割) の平均値により配賦しています。

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	合 計
共通管理費等	30.89	26.05	34.97	5.11	2.98	100.00
営農指導事業	33.93	30.03	28.86	7.19		100.00

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

<令和6年度>

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益①	3,162,419	809,969	541,753	1,479,301	328,263	3,133	
事業費用②	1,709,177	283,425	48,492	1,097,269	262,520	17,472	
事業総利益③ (①-②)	1,453,242	526,544	493,262	382,033	65,743	△14,339	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤の1) (うち人件費⑤の2)	1,398,377 (86,270) (1,051,323)	439,028 (20,115) (335,961)	364,171 (16,987) (283,723)	412,272 (47,011) (270,170)	97,653 (850) (84,658)	85,254 (1,307) (76,810)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦の1) (うち人件費⑦の2)		140,675 (3,507) (62,714)	112,150 (2,796) (49,997)	161,501 (4,026) (71,998)	21,521 (536) (9,594)	12,878 (321) (5,741)	△ 448,725 (△11,185) (△200,045)
事業利益⑧ (③-④)	54,865	87,516	129,090	△ 30,239	△ 31,910	△ 99,592	
事業外収益⑨	101,929	31,949	25,470	36,678	4,907	2,925	
うち共通分⑩		31,949	25,470	36,678	4,888	2,925	△ 101,910
事業外費用⑪	8,070	2,352	1,972	2,911	671	164	
うち共通分⑫		1,787	1,425	2,052	273	164	△ 5,701
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	148,724	117,112	152,588	3,528	△ 27,674	△ 96,831	
特別利益⑭	11,090	3,477	2,772	3,992	532	318	
うち共通分⑮		3,477	2,772	3,992	532	318	△ 11,090
特別損失⑯	10,964	3,277	2,613	4,272	501	300	
うち共通分⑰		3,277	2,613	3,762	501	300	△ 10,454
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	148,850	117,312	152,747	3,247	△ 27,643	△ 96,813	
営農指導事業分配賦額⑲		34,500	28,265	27,253	6,794	△ 96,813	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	148,850	82,812	124,482	△ 24,006	△ 34,438		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 (人件費を除いた事業管理費割+人数割+事業総利益割)の平均値により配賦しています。
(2) 営農指導事業 (人数割+事業総利益割)の平均値により配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	合 計
共通管理費等	31.35	24.99	35.99	4.80	2.87	100.00
営農指導事業	35.64	29.20	28.15	7.02		100.00

※単位未満を四捨五入で表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和7年7月31日

北びわこ農業協同組合

代表理事理事長 前川 健悟

7. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	4,276,234	5,090,824	4,470,968	4,100,575	3,162,419
信用事業収益	763,156	750,226	779,078	760,921	809,969
共済事業収益	648,929	615,636	579,561	549,259	541,753
農業関連事業収益	2,365,351	3,259,030	2,725,970	2,437,765	1,479,301
生活その他事業収益	472,123	451,792	370,861	336,239	328,263
営農指導事業収益	26,675	14,140	15,498	16,391	3,133
経常利益	22,270	28,866	155,037	213,386	148,724
当期剰余金	△386,849	△912,693	102,238	158,537	112,487
出資金 (出資口数)	1,850,696 (1,850,696)	1,879,239 (1,879,239)	1,896,093 (1,896,093)	1,908,550 (1,908,550)	1,894,654 (1,894,654)
純資産額	9,631,141	8,626,285	8,428,892	8,433,325	7,982,841
総資産額	143,125,348	142,303,769	141,542,184	141,026,798	139,439,231
貯金等残高	131,853,028	132,196,233	131,574,359	130,964,585	129,975,887
貸出金残高	9,111,841	9,023,274	10,028,612	10,431,784	11,411,699
有価証券残高	6,742,542	6,899,383	7,123,821	7,721,107	8,220,472
剰余金配当金額	18,363	18,334	18,461	18,746	18,739
出資配当額	18,363	18,334	18,461	18,746	18,739
職員数	179	169	165	164	154
単体自己資本比率	19.65	18.25	18.62	19.14	20.43

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	625,416	610,268	△15,148
役員取引等収支	19,273	20,594	1,321
その他信用事業収支	△141,807	△104,318	37,489
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	573,467 (0.43%)	526,544 (0.40%)	△46,923 (△0.03%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,698,963 (1.19%)	1,606,319 (1.13%)	△92,644 (△0.06%)
事業純益	288,062	207,341	△80,721
実質事業純益	288,062	207,942	△80,120
コア事業純益	359,285	236,182	△123,103
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	359,285	236,182	△123,103

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	132,826,775	682,116	0.514	131,574,869	726,020	0.552
うち預金	114,063,873	518,203	0.454	112,066,422	551,114	0.492
うち有価証券	8,258,360	74,855	0.906	8,814,320	85,338	0.968
うち貸出金	10,504,542	89,058	0.848	10,694,127	89,568	0.838
資金調達勘定	132,124,804	55,891	0.042	130,812,169	114,811	0.088
うち貯金・定期積金	132,123,238	55,868	0.042	130,810,871	114,791	0.088
うち借入金	1,566	24	1.502	1,297	19	1.500
総資金利ざや	—	—	0.228	—	—	0.236

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯金貯蓄奨励金(要項)が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	△20,715	43,905
うち 預 金	△30,266	32,911
うち 有 価 証 券	9,991	10,483
うち 貸 出 金	△440	511
支 払 利 息	10,685	58,920
うち貯金・定期積金	10,689	58,924
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△4	△4
差 引	△31,399	△15,015

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯金奨励金（要項）が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業実績

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流 動 性 貯 金	53,585,189 (40.5)	54,778,908 (41.8)	1,193,719
定 期 性 貯 金	78,525,623 (59.4)	76,020,482 (58.1)	△2,505,141
そ の 他 の 貯 金	12,334 (0.0)	10,570(0.0)	△1,763
計	132,123,146 (100.0)	130,809,961(100.0)	△1,313,185
譲 渡 性 貯 金	- (-)	- (-)	-
合 計	132,123,146 (100.0)	130,809,961(100.0)	△1,313,185

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定 期 貯 金	76,504,013(100.0)	73,606,009(100.0)	△2,898,003
うち固定金利定期	76,498,029 (99.9)	73,594,785(99.9)	△2,903,244
うち変動金利定期	5,984 (0.0)	11,224(0.0)	5,240

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	－	－	－
証書貸付	10,335,923	10,533,112	197,188
当座貸越	169,884	162,946	△6,937
割引手形	－	－	－
金融機関貸付	－	－	－
合 計	10,505,808	10,696,059	190,251

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	6,585,516 (63.1)	7,122,685 (62.4)	537,168
変動金利貸出	3,721,571 (35.6)	4,158,496 (36.4)	436,925
その他(当座貸越等)	124,696 (1.1)	130,516 (1.1)	5,820
合 計	10,431,784 (100.0)	11,411,699(100.0)	979,915

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・定期積金等	145,885	141,809	△4,075
その他担保物	77,795	47,975	△29,820
小 計	223,681	189,785	△33,895
農業信用基金協会保証	4,598,110	5,034,439	436,329
その他保証	2,032,698	2,222,137	189,439
小 計	6,630,808	7,256,576	625,768
信 用	3,577,294	3,965,337	388,042
合 計	10,431,784	11,411,699	979,915

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	5,991,865 (57.4)	6,482,712 (56.8)	490,847
運 転 資 金	4,439,918 (42.6)	4,928,988 (43.2)	489,070
合 計	10,431,784 (100.0)	11,411,699 (100.0)	979,915

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	512,736 (4.9)	634,922 (5.5)	122,186
林 業	31,500 (0.3)	30,716 (0.2)	△783
水 産 業	3,291 (0.0)	2,030 (0.0)	△1,261
製 造 業	1,119,672 (10.7)	1,084,413 (9.5)	△35,258
鉱 業	55,329 (0.5)	57,883 (0.5)	2,554
建 設 ・ 不 動 産 業	368,030 (3.5)	377,000 (3.2)	8,971
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	45,388 (0.4)	41,025 (0.3)	△4,362
運 輸 ・ 通 信 業	295,854 (2.8)	293,304 (2.5)	△2,549
金 融 ・ 保 険 業	69,515 (0.6)	70,359 (0.6)	843
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	1,233,702 (11.8)	1,267,812 (11.0)	34,111
地 方 公 共 団 体	3,451,846 (33.0)	3,852,622 (33.7)	400,775
そ の 他	3,244,916 (31.1)	3,699,605 (32.4)	454,689
合 計	10,431,784 (100.0)	11,411,699 (100.0)	979,915

(注) () 内は構成比 (貸出金全体に対する割合) です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
穀 作	240,080	269,881	29,801
野 菜 ・ 園 芸	519	181	△338
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	257,594	335,371	77,777
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	498,192	605,432	107,240

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

このため「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	485,205	594,817	109,612
農 業 制 度 資 金	12,987	10,615	△2,372
うち農業近代化資金	11,559	9,400	△2,159
うちその他制度資金	1,428	1,215	△213
合 計	498,192	605,432	107,240

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
日本政策金融公庫資金	－	－

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	2,421	2,325	95	－	2,421
	令和6年度	13,770	4,326	9,444	－	13,770
危 険 債 権	令和5年度	35,900	3,314	32,586	－	35,900
	令和6年度	9,310	507	8,804	－	9,310
要 管 理 債 権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和6年度	－	－	－	－	－
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和6年度	－	－	－	－	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	－	－	－	－	－
	令和6年度	－	－	－	－	－
小 計	令和5年度	38,321	5,640	32,681	－	38,321
	令和6年度	23,080	4,832	18,248	－	23,080
正 常 債 権	令和5年度	10,404,226				
	令和6年度	11,392,187				
合 計	令和5年度	10,442,546				
	令和6年度	11,415,267				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状況及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（信用事業）

（単位：千円）

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	9,133	8,748	—	9,133	8,748	8,748	9,310	—	8,748	9,310
個別貸倒引当金	16	—	—	16	—	—	—	—	—	—
合 計	9,149	8,748	—	9,149	8,748	8,748	9,310	—	8,748	9,310

⑪ 貸出金償却の額（信用事業）

（単位：千円）

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

（単位：千件、千円）

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	2	10	2	10
	金額	3,461,016	2,936,775	2,022,632	2,541,909
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑 為 替	件数	0	0	0	0
	金額	315,552	228,711	996,438	226,640
合 計	件数	2	11	2	10
	金額	3,776,568	3,165,486	3,019,069	2,768,549

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	2,014,412	2,724,751	710,339
地 方 債	362,749	321,413	△41,336
政 府 保 証 債	200,601	200,609	8
金 融 債	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－
社 債	5,680,599	5,567,547	△113,052
そ の 他 の 証 券	－	－	－
合 計	8,258,360	8,814,320	555,960

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年度								
国 債	－	100,000	－	－	－	2,200,000	－	2,300,000
地 方 債	40,000	80,000	27,500	－	－	200,000	－	347,500
政 府 保 証 債	－	－	－	100,000	－	100,000	－	200,000
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	100,000	400,000	100,000	700,000	900,000	3,300,000	－	5,500,000
そ の 他 の 証 券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和6年度								
国 債	100,000	－	－	－	200,000	2,900,000	－	3,200,000
地 方 債	40,000	67,500	－	－	－	200,000	－	307,500
政 府 保 証 債	－	－	－	100,000	－	100,000	－	200,000
金 融 債	－	－	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－	－	－	－	－
社 債	100,000	300,000	700,000	900,000	700,000	3,000,000	－	5,700,000
そ の 他 の 証 券	－	－	－	－	－	－	－	－

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

【満期保有目的の債券】

該当無し

【その他有価証券】

(単位：千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	1,382,687	1,348,792	33,894	598,242	574,311	23,931
	国 債	304,700	300,821	3,879	101,030	100,384	646
	地方債	157,627	147,500	10,127	112,142	107,500	4,642
	政府保証債	108,940	100,531	8,409	103,620	100,447	3,173
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社 債	811,420	799,940	11,480	281,450	265,981	15,469
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
小 計	1,382,687	1,348,792	33,894	598,242	574,311	23,931	
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えない もの	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	6,338,420	6,958,822	△620,402	7,622,230	8,790,164	△1,167,934
	国 債	1,870,820	1,995,594	△124,774	2,718,170	3,092,287	△374,117
	地方債	173,990	200,000	△26,010	156,760	200,000	△43,240
	政府保証債	92,980	100,000	△7,020	85,030	100,000	△14,970
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社 債	4,200,630	4,663,229	△462,599	4,662,270	5,397,876	△735,606
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
小 計	6,338,420	6,958,822	△620,402	7,622,230	8,790,164	△1,167,934	
合 計	7,721,107	8,307,615	△586,508	8,220,472	9,364,475	△1,144,003	

② 金銭の信託の時価情報、デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	10,853	114,869,755	10,711	108,121,079
	定 期 生 命 共 済	122	1,634,700	143	1,775,700
	養 老 生 命 共 済	3,044	20,877,997	2,777	17,661,720
	うちこども共済	1,953	7,849,393	1,877	7,007,806
	医 療 共 済	6,933	1,729,700	6,963	1,588,700
	が ん 共 済	352	31,500	382	28,500
	定 期 医 療 共 済	204	461,500	196	453,200
	介 護 共 済	555	1,589,317	608	1,703,216
	認 知 症 共 済	21		16	
	生 活 障 害 共 済	97		99	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	212		235	
	年 金 共 済	5,016	—	4910	—
	建 物 更 生 共 済	11,184	174,822,006	10,860	170,107,448
合 計	38,593	316,016,476	37,900	301,439,565	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	—	29,691	—	27,435
	6,933	290,835	6,963	356,263
が ん 共 済	352	1,999	382	2,149
定 期 医 療 共 済	204	968	196	930
合 計	—	32,658	—	30,514
	7,489	290,835	7,541	356,263

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	555	1,917,278	608	2,085,067
認 知 症 共 済	21	68,700	16	42,000
生活障害共済(一時金型)	43	432,500	44	335,500
生活障害共済(定期年金型)	54	54,420	55	55,420
特 定 重 度 疾 病 共 済	212	288,000	235	278,700

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	2,810	1,688,834	2,698	1,604,319
年 金 開 始 後	2,206	1,044,743	2,212	1,074,635
合 計	5,016	2,733,578	4,910	2,678,954

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金 額	掛 金	件数	金 額	掛 金
火 災 共 済	749	10,560,970	11,287	742	10,672,750	11,021
自 動 車 共 済	13,025		604,314	13,135		611,079
傷 害 共 済	13,352	51,617,500	19,086	12,811	49,135,500	17,824
定額定期生命共済	8	32,000	185	8	32,000	192
賠 償 責 任 共 済	222		1,417	221		1,820
自 賠 責 共 済	6,384		110,746	6,385		111,218
合 計	33,740		747,037	33,302		753,154

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度	
生産 資材	肥 料	454,810	399,321	
	農 薬	234,027	227,703	
	飼 料	10,601	10,073	
	燃 料	24,566	23,729	
	そ の 他	97,184	89,671	
	計	821,188	750,497	
生活 物資	食 品	米	8,767	13,109
		生 鮮 食 品	2,290	1,899
		一 般 食 品	19,474	17,603
	耐 久 消 費 財	17,000	16,030	
	日 用 保 健 雑 貨	119,172	119,529	
	家 庭 燃 料	236,939	229,867	
	計	403,643	398,037	
合 計		1,224,831	1,148,534	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
米	787,184	1,943,862
麦	77,280	65,019
豆 ・ 雑 穀	179,662	197,836
野 菜	67,716	45,650
果 実	24,320	22,036
花 き ・ 花 木	11,275	10,460
畜 産 物	16,348	17,067
そ の 他	33,643	32,503
合 計	1,197,427	2,334,433

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
農産物直売所	32,434	51,985
米	1,093,520	102,226
雑穀	1,511	9,514
野菜	－	2
その他農産物	－	1,923
合 計	1,127,464	165,649

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	25,119	47,916
	その他の収益	13,948	18,303
	計	39,067	66,218
費 用	その他の費用	9,939	44,747
	計	9,939	44,747
差 引		29,129	21,471

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 益	育 苗 収 益	98,062	106,503
	カントリー収益	240,344	220,811
	その他利用収益	19,393	16,722
	計	357,800	344,035
費 用	育 苗 費 用	67,284	78,157
	カントリー費用	151,037	125,166
	その他利用費用	12,236	12,694
	計	230,557	216,016
差 引		127,242	128,020

(5) 指導事業実績

(単位：千円)

項目		令和5年度	令和6年度
収 入	指導事業補助金	1,014	963
	営農実費収入	12,778	492
	生活実費収入	2,218	2,287
	指導雑収入	2,599	1,679
	計	18,609	5,420
支 出	営農改善指導費	15,638	11,226
	生活文化改善指導費	2,418	2,484
	教育情報費	29	33
	組織指導費	2,399	2,570
	指導雑費	4,802	3,643
	計	25,286	19,956
差引		△6,677	△14,536

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.149	0.105	△0.044
資本経常利益率	2.413	1.661	△0.752
総資産当期純利益率	0.111	0.079	△0.032
資本当期純利益率	1.793	1.256	△0.537

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	7.965	8.780	0.815
	期中平均	7.951	8.175	0.224
貯証率	期末	5.896	6.325	0.429
	期中平均	6.250	6.738	0.488

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,001,087	9,079,865
うち、出資金及び資本準備金の額	1,919,999	1,906,103
うち、再評価積立金の額	884	885
うち、利益剰余金の額	7,107,422	7,201,164
うち、外部流出予定額(△)	18,745	18,739
うち、上記以外に該当するものの額	△8,473	△9,548
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,048	9,649
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,048	9,649
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,010,136	9,089,514
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

(単位：千円、%)

項 目		令和5年度	令和6年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		—	—
自己資本			
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)		9,010,136	9,089,514
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		44,024,001	43,245,333
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)			—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		—	
うち、上記以外に該当するものの額		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			
勘定間の振替分			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		3,049,133	1,241,548
信用リスク・アセット調整額		—	
フロア調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		47,073,134	44,483,457
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))		19.14%	20.43%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	667,612	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,299,830	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,496,545	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	201,606	—	—
地方三公社向け	501,486	100,297	4,012
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	113,190,885	22,638,177	905,527
法人等向け	5,314,952	2,457,793	98,312
中小企業等向け及び個人向け	509,465	166,260	6,650
抵当権付住宅ローン	1,321,958	374,132	14,965
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	16,261	5,838	234
取立未済手形	15,757	3,151	126
信用保証協会等保証付	4,601,049	448,534	17,941
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	337,004	337,004	13,480
（うち出資等のエクスポージャー）	337,004	337,004	13,480
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
上記以外	9,157,224	17,492,815	699,713
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	5,585,540	13,963,850	558,554
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	34,014	85,036	3,401
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,537,670	3,443,930	137,757

(単位：千円)

		令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	141,631,633	44,024,001	1,760,960
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	141,631,633	44,024,001	1,760,960	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	3,049,133		121,965	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	47,073,134		1,882,925	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法と

して用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		4,012	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		879,731	21,993,264	879,731
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		83,508	—	—
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		18,438	—	—
（うちトランザクター向け）		65	—	—
不動産関連向け		24,849	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）		24,849	—	—
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		—	—	—

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向 けを除く。）	144	－	－
	自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	－	－	－
	取立未済手形	59	－	－
	信用保証協会等による保証付	19,742	－	－
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	－	－	－
	株式等	13,480	－	－
	共済約款貸付	－	－	－
	上記以外	3,737,560	3,179,006	127,160
	（うち重要な出資のエクスポ ージャー）	－	－	－
	（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー）	－	－	－
	（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	558,554	－	－
	（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクスポ ージャー）	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエク スポージャー）	－	－	－
	（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外 部 TLAC 関連調達手段に係るエク スポージャー）	－	－	－
	（うち上記以外のエクスポ ージャー）	3,179,006	3,179,006	127,160
	証券化	－	－	－

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用 対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー 計	4,781,522	25,172,269	1,006,891
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	1,599,205	63,968
中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	
合計(信用リスク・アセットの額)	4,781,522	26,771,474	1,070,859	
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除 して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	—		—	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して 得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	1,241,548		49,662	
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	28,013,022		1,120,521	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,241,548
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	49,662
B I	827,699
B I C	99,324

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち 債券	延滞 エクスポージャー
法人	農業	126,750	116,948	-	2	216,005	206,203	-	2
	林業	500	500	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	995,659	-	995,659	-	996,427	-	996,427	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,102,273	-	1,102,273	-	1,102,255	-	1,102,255	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,704,112	-	1,704,112	-	1,704,043	-	1,704,043	-
	運輸・通信業	1,503,816	-	1,503,816	-	1,678,235	-	1,678,235	-
	金融・保険業	118,892,288	-	100,106	-	115,659,317	-	100,105	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	914,921	317,733	269,984	-	886,812	289,883	269,726	-
	日本国政府・ 地方公共団体	5,796,375	3,146,556	2,649,698	-	7,081,021	3,573,899	3,507,121	-
	上記以外	13,580	13,580	-	-	36,322	36,322	-	-
個人	6,856,815	6,847,314	-	9,098	7,313,690	7,309,630	-	-	
その他	3,724,545	-	-	-	3,900,191	5,460	-	-	
業種別残高計		141,631,633	10,442,631	8,325,647	9,100	140,574,318	11,421,398	9,357,912	-
	1年以下	112,643,649	102,307	100,473		110,248,619	80,668	201,634	
	1年超3年以下	823,216	320,891	502,325		711,077	301,526	409,551	
	3年超5年以下	819,949	569,948	250,001		1,458,377	754,997	703,381	
	5年超7年以下	1,465,322	661,738	803,584		1,508,507	509,813	998,694	
	7年超10年以下	2,451,530	1,556,045	895,486		2,267,166	1,400,440	866,727	
	10年超	12,853,294	7,079,515	5,773,779		14,313,707	8,135,781	6,177,926	
	期限の定めのないもの	10,574,672	152,187	-		10,066,865	238,174	-	
残存期間別残高計		141,631,633	10,442,631	8,325,647		140,574,318	11,421,398	9,357,912	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区分	令和5年度				令和6年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	9,542	9,049	-	9,542	9,049	9,049	9,649	-	9,049	9,649
個別貸倒引当金	11,900	9,277	3,496	8,404	9,277	9,277	3,668	-	9,277	3,668

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和5年度						令和6年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農業	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	1,417	-	-	1,417	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	10,483	9,275	3,496	6,987	9,275	-	9,275	3,666	-	9,275	3,666	-	
業種別計	11,900	9,277	3,496	8,404	9,277	-	9,277	3,668	-	9,277	3,668	-	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:千円)

[令和6年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	715,724	—	715,724	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,197,884	—	3,197,884	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	3,883,135	—	3,883,135	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	201,514	—	201,514	—	—	—
地方三公社向け	20	501,476	—	501,476	—	100,295	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	109,966,317	—	109,966,317	—	21,993,263	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	5,179,913	—	5,178,354	—	2,087,692	40
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	909,549	60,064	786,109	6,006	460,949	58
（うちトランザクター向け）	45	—	36,000	—	3,600	1,620	45
不動産関連向け	20~150	1,856,543	—	1,850,572	—	621,225	34
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	1,856,543	—	1,850,572	—	621,225	34
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	7,217	－	2,393	－	3,589	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	20	7,354	－	7,354	－	1,470	20
信用保証協会等による保証付	0～10	5,036,462	－	4,935,618	－	493,562	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～ 400	337,003	－	337,003	－	337,003	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～ 1250	8,764,545	－	8,764,545	－	17,142,855	196
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～ 400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	5,585,540	－	5,585,540	－	13,963,850	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	3,179,005	－	3,179,005	－	3,179,005	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
(うちSTC要件適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(短期STC要件適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うち不良債権証券化適用分)	－	－	－	－	－	－	－
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－	－	－	－	－
合計(信用リスク・アセットの額)	－	－	－	－	－	43,241,909	－

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:千円又は百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,197,884					0	3,197,884						
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,883,135						0	3,883,135					
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け	201,514						0	201,514					
地方三公社向け			501,476				0	501,476					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	109,966,267					0		50	109,966,317				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	1,705,874	3,441,925				25,550			5,005	5,178,354			
(うち特定貸付債権向け)													
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等				337,003		0	337,003						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	3,600	139,119	45,024	604,373	792,116								
	3,600			0	3,600								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	357,797	42,468	136,861				477,140	427,138				409,168	1,850,572
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け													
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け													
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	2,313	80	2,393								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	715,724				0	715,724							
取立未済手形			7,354		0	7,354							
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 共済約款貸付	0	4,934,127			1,491	4,935,618							

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	－	6,936,169	6,936,169
	リスク・ウェイト 2%	－	－	－
	リスク・ウェイト 4%	－	－	－
	リスク・ウェイト 10%	－	4,485,333	4,485,333
	リスク・ウェイト 20%	1,204,787	114,573,712	115,778,499
	リスク・ウェイト 35%	－	751,120	751,120
	リスク・ウェイト 50%	3,768,070	43,562	3,811,632
	リスク・ウェイト 75%	－	163,451	163,451
	リスク・ウェイト 100%	7,162	4,074,797	4,081,959
	リスク・ウェイト 150%	－	3,916	3,916
	リスク・ウェイト 250%	－	5,619,554	5,619,554
	その他	－	－	－
リスク・ウェイト 1250%		－	－	－
計		4,980,019	136,651,614	141,631,633

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	126,545,267	—	—	126,321,934
40%～70%	4,414,723	36,000	10%	4,417,813
75%	138,399	20,276	10%	139,119
80%	—	—	—	—
85%	279,213	—	—	279,213
90%～100%	80,975	—	—	70,574
105%～130%	—	—	—	—
150%	2,313	—	—	2,313
250%	337,003	—	—	337,003
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	2,202	3,787	10%	1,494
合計	131,800,097	60,064	10%	131,569,468

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減方法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和5年度	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	201,606
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	9,001	—
中小企業等向け及び個人向け	16,882	218,356
抵当権住宅ローン	—	556,198
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	29
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	132,475
合 計	25,883	1,108,664

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(単位：千円)

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	201,515
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	5,000	—

区 分	令和6年度	
	適格金融 資産担保	保 証
中小企業等向け及び個人向け	9,949	313,592
自己居住用不動産等向け	—	726,272
賃貸用不動産向け	—	—
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合 計	14,949	1,241,379

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVA リスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に CVA カバー取引が対象となります。

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行ってまいります。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当 J A は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当 J A では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

《理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制》

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(内部通報システム)を適切に運用し、法令違反等の未然防止をはかる。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連携し、適正な監査を行う。
- ⑦ 当組合および関連団体の業務を通じて知り得た取引先等に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、整備・運用を実施している。自主（自店）検査、内部監査の実施、内部通報システムの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに監事による監査が実施されている。

《理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制》

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築を行っている。

《損失の危険の管理に関する規程その他の体制》

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

「事務リスク管理規程」や「ALM 委員会設置運営要領」等の各種規定や「事業継続計画（BCP）」等を整備し、適時・適切なタイミングで ALM 委員会やコンプライアンス委員会を開催することで、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

《理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制》

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。また、人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

《監事監査の実効性を確保するための体制》

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

《組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制》

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

各業務におけるマニュアルや業務フローを整備し、必要に応じて適時・適切に見直すとともに、自主（自店）検査等により各部署の内部統制の構築・運用をはかっている。

また、子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や A L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する A L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び A L M委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総代会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	5,922,544	5,922,544	5,922,544	5,922,544
合 計	5,922,544	5,922,544	5,922,544	5,922,544

(注)「時価評価額」については、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する取引はありません。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用していません。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
該当する取引はありません。
 - ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、主に預金の減少によるものです。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
- ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
該当ありません。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点)
該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	421	364	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	104	42
3	スティープ化	754	804		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	284	204		
7	最大値	754	804	104	42
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,089		9,010	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示（農林水産省告示第 843 号）に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は基本報酬のみで、令和 6 年度における対象役員に対する報酬の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座へ振り込みの方法による現金支給のみで支払っています。

（単位：千円）

	支払総額	
	基本報酬（注 2）	退職慰労金
対象役員（注 1）に対する報酬等	33,915	—

（注 1）対象役員は、経営管理委員 19 名、理事 4 名、監事 4 名です。（期中に退任した者を含む。）

（注 2）基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれておりません。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議委員会（総務企画委員と総代委員会の正副委員長の 7 人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

該当ありません。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり、過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ

ん。

店舗のご案内

店舗名	所在地	電話番号	ATM の設置	AED
本店	長浜市湖北町速水2721	0749-78-2400		
浅井支店	長浜市内保町2818	0749-74-3101	●	
虎姫支店	長浜市五村182	0749-73-3333	●	
びわ支店	長浜市川道町2618	0749-72-3261	●	
湖北支店	長浜市湖北町速水2721	0749-78-1237	●	
高月支店	長浜市高月町高月1340-1	0749-85-2266	●	
木之本支店	長浜市木之本町木之本1525	0749-82-3001	●	
余呉支店	長浜市余呉町下余呉887	0749-86-3025		
永原支店	長浜市西浅井町大浦60	0749-89-1131	●	
フルトマート浅井店キャッシュコーナー	長浜市三田町1322		●	
朝日キャッシュコーナー	長浜市湖北町山本2855-3		●	
ザ・ビッグ 高月店キャッシュコーナー	長浜市高月町東物部45-1		●	

 はAED(自動体外式除細動器)設置店舗です。

ATMご利用時間

<支店ATM・朝日キャッシュコーナー>

平日 午前 8:45 ~ 午後 7:00

土・日・祝祭日 午前 9:00 ~ 午後 5:00

<フルトマート浅井店・ザ・ビッグ 高月店キャッシュコーナー>

平日 午前 9:00 ~ 午後 9:00

土・日・祝祭日 午前 9:00 ~ 午後 9:00

■ 営農経済センター	0749-78-0012	■ 東浅井ガスセンター	0749-74-3103
■ 浅井支店 営農経済係	0749-74-0002	■ 伊香ガスセンター	0749-82-2385
■ びわ支店 営農経済係	0749-72-4482	■ 農産物直売所 ゆめまる館	0749-85-6033
■ 高月支店 営農経済係	0749-85-3600	■ 浅井北理容所	0749-74-0039
■ 木之本支店 営農経済係	0749-82-3004		



北びわこ農業協同組合

〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水 2721 番地

Tel. 0749-78-2400(代) Fax. 0749-78-2420

URL <https://www.jakitabiwako.jp>

E-mail soumu@kitabiwako.jas.or.jp